

# 寛文—元禄期における大名貸しの特質

—「町人考見録」にみえる那波九郎左衛門家を中心に—

松本四郎

はじめに

一 幕藩制の構造と商業・信用機構

二 那波九郎左衛門家について

三 享保期における大名貸しの全般的な状態

四 寛文—元禄期における大名貸しの特質

五 寛文—元禄期における大名貸しの問題点

六 正徳・享保期における大名貸しの問題点

まとめ

はじめに

本稿は、一七世紀後半、寛文—元禄期における京都の金融事情を考察しようとするものである。一七世紀後半の金融事情については、京都にかぎらず、ほとんど明らかにされているとはいえない。この時期の金融事情については、三井高房の著わした「町人考見録」(享保一七年)を唯一の史料とした概括的な指摘が多い。ここでは、この「町人考見録」にのせられている大名貸しを中心とする町人の実態を、新史料に基づいてできるだけ具体的に検討することを目

的とした。

寛文—元禄期における京都の金融事情を、「町人考見録」にみえる大名貸し町人の経営をとおしてみようとするとき、そこで問題点をつぎのように設定しておきたい。寛文—元禄期は、いわゆる「全国市場」の形成期であるといわれる。なかでも大坂が、その商業機構、信用機能をもつて「全国市場」の中心となつていった段階での、全国経済の再生産の仕組みについては、これまでの諸研究からいくつもの規定や評価を見出すことができよう。ここでは、そのような構造の意味を、その仕組みのでき上った段階で検討するのではなく、その成立過程から探るために、その成立に先立つ段階の商業機構、信用機能の性格を規定し、相互の差異をできるだけ明らかにしたい。そのため、この寛文—元禄期において、大坂と並んで金融の中心地として重要な地位を占めていた京都の大名貸し町人の経営分析を行ない、この段階での固有の金融事情を明らかにすることを今日の課題としたい。

### — 幕藩制の構造と商業・信用機構

天正・文禄・慶長期にかけて、全国的に施行された太閤検地は、それまで農村に蟠踞していた有力農民の経営を解体させ、その經營内にあつた隸属農民を自立させていった。太閤検地は、現実に耕作する隸属農民を、検地帳上の名請人とした。すなわち一つの耕地には一人の作人だけを指定し、これを年貢の公式の負担者としたのである。隸属農民たる分付百姓、被官、名子百姓などは、ここに有力農民の得分権を否定することができ、小農民として自立することができとなつたのである。しかし、この太閤検地によつて実施された小農民自立政策は、現実の政治的、社会的条件に応じて、また地域によつて、さまざまな社会関係・生産関係を生み出した。政治的には、領主層は小農民経営の全生産物から、できるだけ年貢を、すなわちそこに剩余の蓄積がほとんど不可能なほど搾取することにあつた。他方

社会的、経済的には小農民層の生産力的基礎が弱いこと、また再生産に不十分な所持地しかもたない階層が存在すること、したがつて小農民經營の不安定性がみられたことである。<sup>(1)</sup>このことは有力農民ととり結ぶ社会関係に強く影響を与える、前代的な遺制を残存させることにもなつた。

この場合、自立した小農民たちは農業生産以外に主要な再生産基礎のない段階において、その所持地以外に、再生産に必要な耕地が必要となり、そこに有力農民との間に請作關係が生じ、下人小作一名田小作が展開したのである。このよ<sup>(2)</sup>うな下人小作によつてもなお再生産基礎の弱体な小農民經營においては、領主の年貢搾取の過重からくる未進がしばしば生じた。その対策としては自らの家族員を有力農民の下に年期奉公に出し、このことによつて年貢を完納するか、または耕地の永代売り、上刈売りなどの土地移動、あるいは土地を担保にしての金融によつて、年貢未済を処理することがしばしば行なわれた。このような年期奉公、土地放棄、金融などによる貨幣取得の必要性は、隸屬農民の自立化が、本百姓に結果する場合、一般にはごくわずかの高を所持しながらも、個別の經營として年貢・諸役の負担を本百姓として平等に担わねばならないことからおこつてゐることはいうまでもない。

領主層としても、再生産基礎の弱体な零細な小農民層を、年貢負担者として安定させるために、年々の財政支出のうちから、種米や銀の貸付けを行つたのである。領主層はこうした年貢負担者たる農民層を維持しようとする動きとともに、他方では、前述したとおり、年貢・諸役を貨幣で納入させようとしており、そのため農民層は貨幣取得に苦しむことになつたのである。こうした事情は、近世前期の諸藩や農村の財政關係史料に数多くみることができる。たとえば長州藩の事例でみると、慶長一四年の蔵入地収入の明細をみると、米が四六%、銀・銭は五四%という比率になつてゐることがわかる。長州藩当局は、これより以後、できるかぎり銀・銭での納入を抑える一方、現物の米を納入させ、大坂への廻米量を増すことにつとめたのである。一般的にいつて、近世前期の諸藩は、すでに石高制の原則

が確立されていたとはいゝ、それが十分に実現されるだけの経済的基盤（とくに輸送手段、大坂市場の整備など）があったとはいえない状況のもとで、領国での年貢は、現物の米だけを収納するのではなく、銀納をはじめ、さまざま現物による納入形態がみられている。このような事態が解消するのは各藩によつて、藩権力の強弱、領国経済（市場関係）の進展度などにより、時期的にかなりの遅速がみられるといつてよいが、大勢としては、貢租の銀納化、寛永期以降の凶作の発生などにより、領国内での貨幣取得の必要性は増えこそすれ、減ることはなかつたといえよう。

このように、小農自立政策とその小農民経営の再生産基礎の弱体は、さらに、石高制にもかかわらず年貢が米納形態に单一化されない時点での、貨幣納入の要求と相互に深く結びつきながら、近世前期の構造的特徴を示しているといえる。もちろん農民の貨幣納は、小農民が個々に行なうことだけではなく、農民から米納がなされた後に村役人階段で米の換金化が行なわれる場合、または年貢米の百姓払い、地払いなどによる貨幣形態での納入などがある。ここに城下町、在町などの高利貸し商人などの存在が必要となろう。これら村役人、さらには在町の町人などの高利貸し機能は、小農民経営の成立、名田小作の展開に対応して、それを補完する機能をもつものといつてよい。したがつて、いざれもある限定された小規模な地域経済（必ずしも領国経済といえない）のなかに規定されており、まだ全国経済の強い影響をうけず、それぞれが独自の性格を保持している状況であるといえよう。ここでは、これらの諸機能のうちで、城下町、在町の高利貸し商人についてみておきたい。

常州真壁郡下館町（増山氏二万石の城下町）の中村兵左衛門<sup>(3)</sup>家は「大町御代官」と肩書きのあるときもあるが、慶安から元禄期ころまでにかけては高利貸し商人としての性格を強くもつっていた。慶安一萬治期にかけての約四〇通の借金証文を検討すると、貸付先は山崎村、小川村、野村、小塙村、稗加嶋村、棹ヶ嶋村、五所宮村、中館村、上山村、上谷見村、子不思義村、栗嶋村、田野村、本沼村、上平塚村、高嶋村、八木岡村、石塔村、亀岡村など下館町周辺数里の村

村であり、その貸付けも村名主、あるいは個々の農民を対象としている。借り入れの理由の明記してある証文のなかには「夏成御年貢ニ付イ而右借用申」、「御年貢ニつまり……借用申」、「当暮方御年貢ニつまり」、「畠方年貢慥ニ借り申而納申事」云々とあり、これらの借金は年貢上納のためつぎの収穫期までという期限つきで借出されていることが記されている。このように借り入れの理由を明示している個々の農民の場合もあるが、村名主、すなわち村単位の借り入れの場合は、その理由が明記していないことも村での年貢納入資金の調達とみることができよう。また年貢上納のためばかりでなく、承応・万治期には農民の再生産費とみられる利足五割の借料証文もあり、これら一口の金額は一、二両の少額である。このように慶安一萬治期の下館町の中村兵左衛門家は、周辺村々および農民の年貢納入金の貸付けと農民への零細な再生産費の貸付けを行ない、なお若干の米売買も行なう高利貸し商人であるということができよう。

つぎに寛文・延宝期に、伊勢松坂（紀州藩伊勢三領の陣屋町）において金融と商業を兼ね営んでいた三井家についてみると、その営業内容は、（一）大名に対する無担保貸付け、（二）農村に対する抵当貸付け、（三）農民に対する小口貸付け、（四）米の売買などを行なっていた。このうちでも、（一）、（二）の比重が高く、しかも波瀬村、六呂木村、西肥留村などの農村への貸付けも、村の名義で年貢米を抵当としているところからみてもわかるとおり、（一）の領主自身への貸付けと基本的に同質のものである。延宝期以降の三井家事業の急速な発展の前提として、こうした松坂地方での領主金融、農村への年貢納入部分の貸付けを主とする金融業によるところが大であることは明記しておかねばならないだろう。

芸州賀茂郡竹原下市の米屋、吉井半三郎家の寛永・正保期の大福帳から、この地域農村への貸付形態についてみればつぎのとおりである。<sup>(5)</sup> この大福帳には一口の金額は少額であるが、総額ではかなりの米・銀を、下市をはじめ周辺農村に対して村貸しや個人貸しのかたちで貸付けられている。村貸しは庄屋、組頭その他の名前が記されており、個人貸しのうちでも比較的高額のものを含めて、そのほとんどは年貢納入期に借りた例が多いところから、上納期限に

間に合わせるための借り入れであろう。さらにこの米屋の村貸しや個人貸しの貸付け範囲は、竹原への貢租米の積出地域ともほぼ一致しているところから、米屋の高利貸付けは年貢納入と密接な関連があることを認めることができよう。利率は米であれば年五、六割、銀で月三、四分の高利となつており、こうした経営のなかから米屋は急速に貨幣財産を蓄積し、慶安以降の塩田開発に着手していくことができたのである。

近世前期における城下町や在町の高利貸し商人は、三井家の貸付け業務のうちに典型的にみられるように、領主自身への直接の貸付けと、領主への年貢納入のための農村への貸付けが、大きな比重を占めていたといえよう。こうした高利貸し商人として貨幣財産の蓄積を遂げた三井家は、延宝元年、京都と江戸に呉服店を開き、ついで天和三年に江戸、貞享三年には京都、さらに元禄四年には大坂にそれぞれ両替店を開設していったのである。これまでの松坂との周辺の限定された地域内での経済活動から、京都、大坂、江戸を中心とする全国的な商品・貨幣経済へ積極的に進出していくのである。この過程のなかで、松坂での三井家の営業は、周辺農村からの木綿買付けを中心とするようになり、高利貸し資本的機能は漸次消滅していったのである。<sup>(7)</sup> こうした経過は、前述した下館の中村家、竹原の米屋のいすれも同様で、高利貸し商人からしだいに商品流通部門へ直接関与するようになる。下館の中村家についてみると、寛文—元禄期の借金証文四六通のうちには、慶安一方治期の証文のなかに多くみられた小口で零細な年貢納入のための貸付けと同じ性格のものもあるが、この時期の特徴的な貸付け形態として、一口当りの金額が四二両、四七両と、これまでの一、二両ていどの資金よりはるかに多い金額が、「繰綿買懸金」、「繰綿買金」、「くりわたノ金」として貸付けられるようになつてくるのである。この借金証文の変化にみられる、寛文期以降の中村家は畿内（大和）と東北地方を取り結ぶ遠隔地商業（繰綿・木綿）を行ない急速な発展をとげたのである。<sup>(8)</sup> 中村家としては城下町商人としての年貢納入のための貸付け、米売買などの経営内容から、より商品流通に密着した商業資本としての性格を強くもつて

くるのである。こうした傾向は、竹原の米屋でも同じである。寛永・正保期の高利貸し的性格の強い商人からしだいに問屋経営にのり出し、元禄・正徳期には質屋、塩田経営、廻船業、塩問屋、酒造などの多方面の営業を經營して繁栄していったのである。<sup>(9)</sup>これらの諸例から、近世前期において限定された地域内において、領主財政への貸付け、年貢納入のための農村への貸付けを行なう城下町、在町の有力商人たちは、中期以降における全国的な商品流通の発展のなかで、それに深く関与し、自ら商業資本として急速な成長を遂げていった状況を知ることができよう。

近世中期の全国的な商品流通の展開は、各領域、各地域の経済を、三都を中心とする経済にまきこんでいった。これまで小規模に、孤立的に存在していた各地域の特産物生産地帯は、生産力の向上とともに交通上の障害がとり除かれたことも重なって、急速に生産規模を増大させ、全国的な地域分業の体制をつくり上げていった。<sup>(10)</sup>この過程で三都の商人は、各特産物生産地帯での集荷の確保、元値段の形成に強い関心をよせ、それに適合的な流通（商業・金融）機構をつくりあげていった。<sup>(11)</sup>このような全国的な商品流通の展開、流通（商業・金融）機構の整備の指標となるものは、やはり領主年貢米の三都への販売、金融関係からみる必要がある。領主年貢米の三都への販売は近世の初頭からすでにあつたが、<sup>(12)</sup>一七世紀後半期ころとなると、交通手段の発達、江戸在府の費用の増大などによって廻米量は増え、領主財政は三都の大町人たちと深く結びついていった。したがって領主層は三都町人への年貢米引当てによる借銀が増し、その借銀返済のために年貢米の三都への一定の廻送がたえず必要となる。このように三都へ集中する年貢米の流通を土台にして特産物の流通（商業・金融）機構が整備されていったのである。<sup>(13)</sup>領主財政の窮乏化現象、年貢米販売の三都への集中化などが相互に影響しあうなかで、領主層は貨幣納部分を含めて、種々な現物地代（その代金納も）を米年貢に統一し、三都への廻米量を増加させることに関心を払った。またこれまで領域内、地域内で年貢納入金の貸付けや弱体な小農民経営の再生産費の貸付けなどを業務としていた高利貸し商人は、全国経済の発展に乗じて地域内

の特産物売買に従事する商業資本に急速に転化していったのである。

本稿ではこのような経済構造の進展を背景にして、京都における大名貸しを主とする高利貸し町人の存在形態、この段階での大名貸し金融の特質について、後にもみられる、大坂を中心とする金融の性格を展望しつつ、検討していか<sup>(15)</sup>たい。この大名貸しの町人の盛衰は、前述した経済構造の一定の段階と深くかかわりあっていることはいうまでもないから、そのなかでどのような機能を果しているかをみていただきたい。以下寛文—元禄期の京都における大名貸し町人の存在形態について、那波九郎左衛門家にその事例をとつてみていただきたい。

- (1) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』、宮川満『大閻検地論』一—三。
- (2) 佐々木潤之介「幕藩体制下の農業構造と村方地主」(『日本地主制史研究』所収) 参照。
- (3) 茨城県下館市中村兵左衛門氏所蔵文書による。なお中村家については林玲子「十七世紀後半における遠隔地商業の展開」(『流通経済大学開学記念論文集』所収) 参照。
- (4) 『三井銀行八十年史』参照。

- (5) 渡辺則文「竹原下市の発展と町人文化」(『竹原市史』第二巻所収)。

- (6) 『三井銀行八十年史』。

- (7) 松坂店については「松坂永代録」(三井文庫所蔵史料 本九四〇)、「松坂店建書控」(同史料 統一—三四)など参照。

- (8) 前掲中村家文書、林玲子論文参照。

- (9) 前掲渡辺則文論文参照。

- (10) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』。

- (11) 抽稿「江戸の問屋仲間および問屋商人について」(『歴史学研究』二六四)参照。

- (12)かかる指標として米をみるとこれまでかなり否定的であったといえる。これに対して大石慎三郎「寄生地主制形成期における農民的米穀市場について」(『封建的土地所有の解体過程』所収)の批判参照。また流通機構との関連については抽稿「商品流通の発展と流通機構の再編成」(『日本経済史大系』近世下) 参照。

(13) 脇田修『近世封建社会の経済構造』。

(14) 抽稿経済史大系論文。

(15) 近世中期以後の大坂を中心とする金融については松好貞夫をはじめ多くの研究があるが、今日なお古典的価値をもつてゐるのは飯淵敬太郎『日本信用体系前史』であろう。ところがこれらの研究はいずれも近世中期以後、しかも大坂を中心とした素材の検討からえたものであって、こうした金融構造の成立過程についてあれ、段階的に説明したものはないといえよう。その前段階としての京都の大名貸し資本の存在形態については、これまで「町人考見録」あるいは藩政史料からの断片的な事実以外にほとんど明らかにされているとはいえない。筆者も最近刊行された『経済史学入門』のなかの「金融」の項の執筆にさいして、「この近世初期の京都の両替商それ自体について、今後の研究の深化を期待することは史料の残存状況からみてもできないであろう。その打開のみちとして、藩政成立期における畿内経済との関連を追求するなかで、京都町人の金融、信用授与を性格づけていくほかあるまい」（同書四三二ページ）と述べた。ところが右の原稿執筆後に京都市の柏原家に保存されていた那波九郎左衛門家の史料を閲覧し、これまで実態のわからなかつた問題をはじめて検討することができるようになった。すなわち、寛文一元禄期における京都の大名貸し町人の存在形態を、中期以降に成立する大坂を中心とする金融構造との対比の上でみていくことができるようになつたのである。

(16) 京都市左京区問屋町の柏原孫左衛門家所蔵の那波文書による。

## 二 那波九郎左衛門家について

本稿でとりあげる那波九郎左衛門家の出自については、「町人考見録<sup>(1)</sup>」に「先祖は播州那波より出る」とある。また「那波家系<sup>(2)</sup>」においても、那波家の祖、祐惠（文明五年—慶長元年）の記事に「従居志穂郡那波浦、自励商道二十年而倉庫盈溢」とあるとおり、現兵庫県相生市那波の出身であつて家名と出身地名が一致している。これより那波家という場合は、右の祐恵の四男宗旦（天正三年—寛永二〇年）の系統である。宗旦は早くから京都へ出ていたらしく、その

墓所は洛北紫野の竜光院にある。このころの那波家についてはほとんど明らかでない。代々九郎左衛門を名のるようになるのは、この宗旦の子常有（？—寛文四年）からであり、以後、当主は宗旦と同じく京都郊外の紫野に葬られている。この那波家の全盛期ともいいう常有、素順（？—元禄一〇年）の時代には三井三郎左衛門、袋屋常皓、和久屋九郎右衛門家などと縁家となっていることが「町人考見録」に記されている。なかでも三井三郎左衛門家（釤抜三井家）とは関係が深く、素順の子がいずれも没する（三代、四代九郎左衛門）に及んで、三井三郎左衛門昌房の子を入れ、那波家を嗣いでいるほどである。

那波家の資産は「常有時分、七八十年以前は、京一二番の有徳者也、親果て家を兄弟に分て素順は五六千貫目、弟の正育は二三千貫目の身上と其頃風聞申す」（「町人考見録」）と記されている。ちょうど同じころ（慶安・明暦・万治期）「京一番の両替有徳者」といわれた両替善六は「世盛りには凡二三十万両の分限と風聞いたし」たとある。いま念のため「町人考見録」に「分限」、「身上」の額が記されている例を示すとつぎのとおりである。

（町人名）	（時代）	（資産額）
平野清左衛門	六、七〇年以前	二〇〇〇貫目あまり
三井三郎左衛門	五〇年以前	五、六〇〇〇貫目
浦井七郎兵衛	親常貞代	二、三〇〇〇貫目
千切屋宗左衛門	四、五〇年以前	八〇〇〇貫目
三木権太夫	世盛りには	二、三〇〇〇貫目
上澄屋次兵衛	四、五〇年以前	四、五〇〇〇貫目
百足屋久左衛門	四、五年以前	一四、五〇〇〇貫目
藤屋市兵衛	一生に	二〇〇〇貫目
津久井太郎右衛門	四〇年以前	二〇〇〇貫目

薩摩屋新兵衛

親道甫の節

一、二〇〇〇貫目

大黒屋久左衛門  
菱屋十左衛門

三、四〇年以前

七、八〇〇〇貫目

二〇〇〇貫目

もちろんここに示された資産の額は、いすれも「風聞」であると断わっているから、正確に比較することはできない。ただ「京一二番の有徳者」といわれた那波家のおおよその地位について知ればよいであろう。

また「町人考見録」で「大名貸しの問屋」といわれた両替善五郎や辻次郎右衛門の大名貸しの銀高を知ることができなが、両替善四郎（長州毛利家へ一万三〇〇〇貫目）、玉屋忠兵衛（一万貫目）、吉野屋惣左衛門（八、九〇〇〇貫目）などのトップクラスと比較すると、那波九郎左衛門の大名貸しの銀高は、享保一〇年（「諸方用立之覧」）で銀一万一七八貫余に達している。また「今両替の内、家も栄へ工面もよくいたし参り候者は、大坂鴻池善右衛門親喜左衛門なり」と「町人考見録」に記されている鴻池家は、宝永三年の貸銀二万四五五〇貫余のうち、大名貸しは一万六一六〇貫余、享保一〇年の貸銀は二万七五五貫余、大名貸しは不明、享保一七年の貸有銀二万六五二一貫余のうち大名貸しは一万四七一五貫余であつ<sup>(3)</sup>て、大名貸しの銀高だけからいえば、那波家とそれほど大きな差はない。これから問題にする那波九郎左衛門家は、その姻戚関係、資産の銀高、大名貸しの規模などからみても、京都では有数の町人であつたといえよう。

（1） 「町人考見録」については、三井高陽『町人思想と町人考見録』参照。ここでは『稿本三井家史料

北家第三代三井

高房』の巻末に掲載の「町人考見録」を使用する。

この小論で「町人考見録」を引用することが多い。この「町人考見録」は、歴史学的にその内容を検討して使われたことがないだけに慎重にならなければいけない。たとえば、児玉幸多氏は『日本史料集成』近世史料の解説のなかで、「これは（『町人考見録』—引用者注）町人としての三井一家の者が心得るべきことを記したものであるが、その間に多くの商家の倒産の事例を挙げ、あるいは遊芸や奢侈が家を亡ぼすことを説いている。元来が三井家の家法の説明書または註釈

書の性質のものであるから個々の事例が確実な史料になるとはいえないが、封建社会の諸拘束の中で町人がどのように成功し、または失敗したかを知ることができ、数多い心学的町人訓のなかでは出色のものといえる」（同書二八〇ページ）と述べている。いまこの書の「心学的町人訓」としての性格については述べない。それは三井高平、同高房、中西助ら関係者の主観的な価値規準の問題であるといえるから。だが、この書にみえる「個々の事例が確実な史料になるとはいえない」と断定する点にはなお問題が残る。

三井家は、この書でとりあげられた諸家とつぎのように密接な関係がある。三井三郎左衛門（紹貞）は高平の伯父で、淨貞は従弟にあたる。また家原政名（自元）は享保八年病歿したあと、同一二年に三井高房の長女りくが家原政俊に嫁ぎ、三井家の連家となっている。さらに日野屋長左衛門は、享保一四年にその糸綱問屋としての営業権を三井家へ譲り、両替店一巻に組み入れられている。これら諸家について関係者がかなり詳しい事情を知っていたとみることができる（いまその一々についてはふれない）。

つぎに記事内容の信憑性についてみると、かつて土屋喬雄氏は阿形宗珍について『封建社会崩壊過程の研究』第四篇旧仙台藩の財政の項で述べている。またこの書のなかでもつとも興味深い一人である吉野屋惣左衛門は、「天草の御代官所の御年貢金を請込」とあるが、元禄一六年、宝永元年の「大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」（大阪城天守閣所蔵）に豈後国室七郎左衛門代官所の年貢銀の「為替人」となっている。そのほか芳野屋については、「京都御役所向大概覚書」、「稿本三井家史料 小石川家第二代三井高副」などに、買米御為替御用、二条大津御藏米御払代銀為御替御用などを引受けている事例を見ることができる。またこの論文の中心となる那波九郎左衛門については、その出身地、三井三郎左衛門家との縁組などについては前述したが、那波家没落の直接の理由となっている南部氏の焦付きの借財は「町人考見録」で「凡四、五万両」となっているが、那波家文書のうちの「諸方用立之覚」（享保一〇年）には南部の借財は五万七千両と記されていて、ほぼ一致している。また南部からの引当米が約束どおり来ないために借財年賦支払い方に支障がおこることについては後に詳述してある。今後もこれら「町人考見録」にみえる町人について、なお検討することは必要であると思うが、那波文書を検討したところであらためて「町人考見録」を読むと、そこに記されている内容は慎重に扱えればかなり使用に耐えうる歴史素材である、というができるのではないか。いちがいに「確実な史料になるとはいえない」と断定することには賛成できない。

(2) 柏原家所蔵の那波文書。以下本稿でとくに断わらないかぎり那波文書である。

(3) 安岡重明「前期的資本の蓄積過程」一四〔同志社商学〕一一ノ五一二ノ五、森泰博「鴻池善右衛門家の大名貸」〔社会経済史学〕三一ノ六)。

## 寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

この論文の中心ともいべき那波九郎左衛門家の経営の分析に入る前に、その大名貸しについての全般的な状況をみておきたい。第1表は、那波家にとって、南部藩への巨額な貸付けが焦付き（後述）、以後、大名貸しを主とする那波家にとって、ほぼ決定的ともいえる打撃をうけた、享保一〇年一月という時点での諸家への貸付け状況を示している。一見してわかるように、この表は那波家の総資産規模を示すものではない。このほか一族への貸付け、町人への貸付け、諸商品（とくに米、雑穀など）の保有、現金銀などの額がここには計上されていない。<sup>(1)</sup> 那波家にとって、町人への貸付け、諸商品などの保有はあまり重要な意味をもたないという推定をたてることもできるが、とにかくここでは那波家の大名貸しの内容について、いくつかの特徴や問題点を指摘しておきたい。

第一に、この那波家の大名貸しが、特定の大名へ集中しているか、どうかという点をみておきたい。第1表から銀高の順に整理すると第2表のとおりである。銀三〇〇〇貫目をこえる別格の南部家のつぎには、一〇〇〇貫目前後に達する松平右衛門佐（鳥取）、奥平（中津）、佐竹（秋田）の諸家と、ついで四〇〇貫目台の仙石（出石）、尾張、三枝（旗本）であり、その下に有馬（久留米）、同家中、本多（郡山）、紀伊、「出入大名家中かし」など、二五〇貫目まで貸付けている一二家への貸付け銀高は九三四二貫余で、全貸付け銀高の八〇ペーセント弱を占めている。これらの諸家が、那波家の大名貸しの主たる対象となっていることはたしかであるが、そのなかでも、さらに那波家との貸借関

第1表 那波家の諸家貸付先明細（享保11年）

貸付先	城地名	石高	貸付銀高	貸付金高	(総銀高)	注
尾張中納言	名古屋	千石 619	貫 426	両 600.0	(458.400)	延宝4,8年証文6通
紀伊中納言	和歌山	555	300			追々～延宝4, 延宝6年証文5通
水戸宰相	水戸	350	110			延宝7年両替善五郎枝手形2通
細川越中守	熊本	545	376.278匁			古来より延宝9, 元禄4年証文3通
松平大炊頭	岡山	315	40			宝永3年井川善五郎枝証文
松平右衛門佐	鳥取	325	1,270			寛文5,8,9年, 延宝6年証文
井伊掃部頭	彦根	350	30			元禄3年枝手形
松平長門守	富山	100	2.550			御出入掛屋枝手形, 元銀45貫目
奥平大膳太夫	中津	100	958.800	3,300.0	(1,137 )	元禄12年, 宝永6,7年, 正徳1年証文9通
仙石信濃守	出石	58	408.177	1,500.0	(489.177)	宝永3,4年, 享保7年証文
鍋島丹後守	佐賀	357	1.900			往古, 信濃守様御代
佐竹右京太夫	秋田	205	929.975.9			先年御用立, 御出入蔵元枝手形数多
松平讃岐守	高松	120	9.590			先年150貫用立の残, 享保8年改証文
松平土佐守	高知	242	22.118			元銀63貫560目
柳原式部大輔	姫路	150	30			貞享元年証文1通
松平下総守	桑名	100	100			寛文6,9年証文2通
大久保加賀守	小田原	113	17.200			貞享元年元銀30貫目井川善五郎枝手形2通
立花飛驒守	柳河	119	22.300			元禄3年6月
黒田甲斐守	秋月	50	56			寛文6年元銀120貫証文
小堀和泉守	小室	12	30			寛文5年証文1通
伊達宮内少輔	宇和島	100	161.042			天保元年12月証文2通
滝川彦次郎		4	16			天保3年正月証文1通

能勢 惣十郎		1.6	10.200			天和元年掛屋枝手形3通
三枝 摂津守		8	422.853	200.0	(433.653)	元禄5年証文4通
中根 大隅守		7		400.0	(21.600)	元禄3年証文2通
小出 伊勢守	園 部	28	113	500.0	(140 )	貞享元年、元禄7年証文3通
松平 肥前守	福 岡	520	44.577			元禄2年証文1通兩替坂次衆添証文
加藤 遠江守	大 潟	50	24			元禄6年証文2通
太田 熊次郎	棚 倉	50	8	130.0	(15.020)	宝永2年証文2通
小笠原 土佐守	勝 山	23	17.470			元和3年、元禄3年証文2通
前田 安芸守		4	25			元禄5年証文
有馬 左衛門佐	丸 岡	50	10			元禄6年証文1通、掛屋請負手形
五嶋 大和守	五 嶋	12	91.400			元禄4年証文2通
松平 玄蕃頭	伊 見		24.100			元禄11年証文2通
保田 越前守			15			元禄11年証文
滝川 丹後守			15			元禄10年証文
松平 主馬之助			7.672			貞享2年証文1通
松平 久馬之助			3			元禄9年証文1通
松平 主殿頭	嶋 原	70	8.029	390.0	(29.088)	寛文9年井川善五郎枝手形2通
松平 周防守	浜 田	50	3.700			天和2年証文
稻葉 丹後守	佐 倉	103	38.297			元禄5年、享保5年証文2通
三浦 壱岐守	刈 屋	23	162.213			元銀225貫宝永7年まで滞り分
小笠原 佐渡守	唐 津		150.000	600.0	(182.400)	元禄15年、享保6年証文5通
水谷 信濃守				150.0	(8.100)	元禄15年証文1通
戸田 主水			140.000	252.0	(153.608)	寛永10.11.13年、寛永5年証文5通
有馬 玄蕃頭	久留米	220	353.800			四ツ宝銀2000貫証文1通

貸付先	城地名	石高	貸付銀高	貸付金高	(総銀高)	注
松平安芸守	広島	426 千石	75.000 貫匁	両	貫	先年1600貫目用立、享保6年改証文
土屋相模守	土浦	95	17.250			先年銀200貫用立、享保4年改証文
内藤備後守	延岡			1,500.0	(81.000)	享保3年証文
松平伊賀守	上田	58		300.0	(16.200)	享保9年証文
松平紀伊守	笛山	50	14.500			"
相馬讃岐守	中村	60	6.050			享保10年証文
有馬宮内		3.5		350.0	(18.900)	享保7年証文2通
南部大膳亮	盛岡	100		57,000.0	(3,078.000)	仕送り金滯残高
酒井雅楽頭	厩橋	150		1,000.0	(54.000)	年々御用立金
本多主殿		3.5	8.800			元禄13年久川次郎左衛門枝手形
細川大膳			38.700			貞享4年証文1通
出入家中かし			40	4,760.0	(297.040)	不埒之分口々証文
有馬家中かし			250			先祖常有より之かし証文口々
本多唐之助	郡山	120	345			元禄6年より享保7年まで追々御用立口々証文
計			7,840.540.9	72,932.0	(11,778.868.9)	

(那波文書、「諸方用立之堂」享保10年)

## 寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第2表 貸付け銀高の順位

貸付先名	城地名	銀高	全体比	貸付先名	城地名	銀高	全体比
南部 大膳 太夫	盛岡	3,078 員目	26.1 %	有馬 家中 かし		250	2.1 %
松平 右衛門 佐	島根	1,270	10.8	小笠 原 佐渡 守		182	1.5
奥平 大膳 太夫	中津	1,137	9.7	三浦 壱岐 守		162	1.4
佐竹 右京 太夫	秋田	929	7.9	伊達 宮内 少輔		161	1.4
仙石 信濃 守	石川	489	3.9	戸田 主水		153	1.3
尾張 張 纳 言 守	岐阜	458	3.9	小田 伊勢 守		140	1.2
三枝 馬 纳 葵 之	古賀	433	3.8	水戸 宰相		110	0.9
有紀 伊 言 守	郡山	353	3.0	松平 下総 守		100	0.9
出入 大名家 中	和歌山	345 300 297	2.9 2.5 2.5	19口 合計 60口 合計		10,351 11,778	87.9 100.0

ほどのものかなどする必要があつた。<sup>(22)</sup> しかし南部家を中心とする他の譜家の如きは質的に差があるおもいが、この点で明確なことはない。

第一点、如く直接関連するいふべく、この表からやはり諸家のやぐらが那波家と直接の貸借関係にあつたわけではなくといひやう。やだね佐竹、水戸などの譜家の項には「御出入藏元(押屋)枝手形数多」、「両替屋善五郎枝手形」ある、と記載されている。那波家は藏元(押屋)たゞし両替(井川)善五郎たゞくを通じての貸付けが少しあつたのである。この「枝手形」による貸付けの性格を第一点で説明されて検討する必要がある。

第三としては、貸付け先の諸家のうちには、万石以上のいわゆる大名だけではなく、それ以下の旗本、または「大名出入家中」などへの貸付けがみられていることである。たとえば貸付け銀高の順でいけば七番目に入る四三三貫目余を借受けている三枝摶津守は、元禄五年当時、駿河国庵原、有渡、安部の三郡および武藏、安房の国などで八〇〇〇石を知行する旗本<sup>(3)</sup>（当時は駿府城代）である。この旗本ないし大名家中への貸付けがみられるという特徴とともに、その貸付け先の地域的分布をみると、「町人考見録」に記載されている諸家と同じく、主として九州、四国、中国、畿内、北陸の諸地方である。ほかに東海道、関東、東北地方の諸家とも、数は多くないが那波家の江戸両替店を通して関係がある。駿河の三枝、あるいは南部でも、那波家の「江戸駿河町両替店」<sup>(4)</sup>（後述）で貸付けを取扱っていたのである。この両替店の性格と江戸に近接する諸地方の諸家との関係も注目しておきたい。

第四に、貸付けの年代からみた特徴である。この種の史料から直ちに何時ころから大名貸しがはじまり、何時ころピークかということをみると、むずかしい。ただ大まかにみると、寛文を最古とし、ついで延宝、天和、貞享、元禄までの期間に多く、以後の宝永、正徳、享保の各年代は、正徳、享保期の南部、仙石などを除くと少ないといえよう。享保期の年代が記されているのは、享保四年新銀改めのさい、あるいは享保七一〇〇年ころにこれまでの証文を書替えているからであって、実際の貸付けは「古来より」とか「追々御用立」とあって、元禄期以前であったのではなかろうかという推定もできる。

これまで、第1表から(1)貸付けの集中度、(2)枝手形による貸付け、(3)旗本、家中への貸付け、貸付けの地域的分布、(4)貸付けの年代的な特徴などについてみてきた。もちろんこれらは個々ばらばらに問題があるわけではなく、那波家の貸付け（大名貸し）の、もつとも基本的な性格をさぐるために手がかりとして検討してきた。つぎに、ここでの検討を前提にして、京都居住の高利貸し商人としての那波家の大名貸しの内容、その特質について、さらに具体的に個々

の証文類を使って考察したい。

(1) 鴻池家の場合は、こうした資産部分も一々記載され、その上で総資産額を示すことが可能となっている。安岡重

明「前期資本の蓄積過程(一)」(『同志社商学』一一ノ五)参照。

(2) 那波家の事例では南部家とそれ以外の諸家とのちがいが注目されるが、鴻池家の場合は、宝永期ころ、算用帳上で銀二万貫目近くを大名貸しに投じていたが、その五、六割は岡山、広島、徳島、高知の四藩で占めていたという。那波家にくらべて、鴻池家のこうした集中度の進展にここでは注目しておきたい。森泰博「鴻池善右衛門家の大名貸」(『社会経済史学』三一一六)。

(3) 『寛政重修諸家譜』卷一一五〇。

(4) 「町人考見録」。

#### 四 寛文—元禄期における大名貸しの特質

那波九郎左衛門家の大名貸し関係の証文類を整理すると、ほぼつぎの三種類に分けることができる。

- (1) 米前金証文
- (2) 枝手形
- (3) 借金証文

この三種類の証文類の年代的な分布を知るため、第3表を作成して示す。この表からわることは、年代的に古いものは正保・明暦期の借金証文であること、ついで枝手形は寛文後半期から元禄初期までのものが多く、米前金証文はさらに遅れ、延宝後半期から元禄年間のものが多い、そして共通していることは元禄後半期から宝永年間にかけて証文類は少なくなっており、正徳・享保期にはほとんどみられないことであろう。この時期的な特徴は、正徳・享保期の南部、仙石家などの貸付けが、これまでのような証文形式の発行をしなくなる、という点を考慮においた上でも、

第3表 貸付証文の年代的分布状況

	米前金証文	枝手形	借金証文	合計
正保	2年 4年 4年 5年 6年 8年 9年 12年		1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1
明暦文	1年 2年 3年 4年 5年 6年 7年 8年	1 2 3 4 5 6 7 8	1 1 1 1 1 1 1 1	1 2 3 1 1 1 1 1
延宝	1年 2年 3年 4年 5年 6年 7年 8年 10年 11年 13年 14年 15年 2年 3年 5年 7年	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 13 14 15 2 3 5 7	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
天和		1 1 4 3 2 3	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1
貞享		1 1 4 3 2 3	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1
元禄		1 1 4 3 2 3	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1
宝永		1 1 4 3 2 3	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1

すでに前項でみたとおり、「諸方用立之覚」(第1表)の時期的な推定とほぼ一致する。したがって本項での分析も、ほぼ寛文—元禄期に集中するときめてよいだろう。

以下、右の三種類の証文類を検討するわけだが、このうち、どの証文が那波家の大名貸し経営の中核となっているかは、証文の数で量的に決定できないことはいうまでもない。三証文の形態のうちでどれが貸付けの中核となるかは、これらの三種類の証文類相互の関係をみなければならないであろう。まず、(1)の米前金証文の紹介と検討からはじめ、ここから特定領主への集中度、枝手形などとの関係を調べることによって大名貸し経営の実態についてみていくたい。

米前金証文について

この米前金証文の形式をみるために、まず延宝八年三月の岡部筑後守の米前金証文の全文を示そう。

請取申米之前銀之事

合銀拾壱貫百目

右は岡部筑後守為用所、江州領分之米貴殿江壳渡、為前銀石之銀慥請取申處實正也、來ル極月廿日切ニ其時之相場を以、右之銀高之米急度相渡シ可申候、尤米之前銀之儀之間、内外如何程之差合有之候共、堅約少茂相違在間敷候、万一右之米不納致候ハヽ、右之銀高ニ而返弁可申候、為後日証文如件

延宝八年申ノ三月二日

那波九郎左衛門殿

(裏)

右表書之米相渡シ申堅約無相違可申付候、万一知行米不納ニ候ハヽ、銀子ニ而返弁可申付者也

筑後守

○  
〔黒印〕

一我々兩人御肝煎仕、岡部筑後守様江州御領分之米、貴殿へ御壳渡シ被成候為前銀拾壱貫百目御渡シ、慥御請取被成候處實正也、右之米來ル極月廿日切ニ其時之相場を以、右銀高程御渡シ被成候堅約也、則筑後守様御裏判ニ鈴木甚左衛門表判之証文相渡シ申候、万一御約束之米御延引被成候ハヽ、我々兩人致催促、急度請取相渡シ可申候、若御知行米不納致は、右之銀高銀子ニ而請取相渡シ可申候、為後日之請負一札如件

寺田勝助  
○  
〔黒印〕  
日高玄桂  
○  
〔黒印〕

延宝八申ノ三月二日

那波九郎左衛門殿

この岡部筑後守は京都所司代付きの新院様御守役で、知行高は近江国栗本郡において一〇〇〇石である。<sup>(1)</sup> 右の米前金証文から、(1)岡部筑後守の江州領分の米を売渡す約束で、那波家は銀一一貫一〇〇目の前金を渡している、(2)米の

換 算 法	そ の 他	証 文 名
其時之相場以 其時之相場を以右銀高程御 渡シ 相場次第相渡シ可申  米直段は其時の相場、1石 ニ付4匁下ヶ	3カ年納崩へ  4カ年納崩へ  7カ年 " "	請状之事(市岡理右衛門) 請取申米之前銀之事 為米之前銀糙請取依之預リ申米之事 請取申米前銀之事  " " " "
其時之相場少茂無相違		滝川彦次郎領分之米壳渡為前銀請 取申銀子之事 請負申一札之事
其時之相場、石ニ付4匁下 にして 銀高ニ相当候程相渡	10貫ニ付利足120 目	領分之米壳渡前銀請取申一札之吏 請取申米前銀之事
其時の相場ヲ以指引可申  右銀高之米石ニ付3匁下ニ ノ		預リ申丑之納米之事 請取申米之前銀之事 請取申米前銀之事
其時の相場、石ニ付3匁下 ニノ	7カ年納崩へ	米壳渡ス為前銀請取申銀子之事
其時の相場を以、石ニ付5匁 下リニノ	3カ年切  1カ年切から6カ 年納崩へ	細川大膳領分之米壳渡為前銀請取 申銀子之事 歲米知行物成壳渡請取申代銀之吏
	1カ年切から10カ 年賦払いへ	□申銀子之事 請取申米前銀之事 請取申諸色前銀之事 " "
其時の相場、1石ニ付1割 半下リノ積 " " 1割下リノ積		請取申米前銀之事 " "
大津歳元壳払代銀のうちで 引取	10カ年賦へ	知行米引宛借用申銀子之事

## 寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第4表 米前金証文の一覧

年月	貸付先	銀高	引当	期限
延宝7年12月	千村平右衛門	貫 収 53.208	知行之米	
8年3月	岡部筑後守	11.100	江州領分之米	来ル極月20日切
9年1月	千村平右衛門	44.800	我等知行米之内	当酉ノ極月上旬
9年6月	松平相模守	68.450	領分之米壳渡	当暮相渡シ申答
天和1年12月	伊達宮内少輔	112.592.2		翌2年12月20日限
" "		58.450		
3年1月	滝川彦次郎	16		12月20日より内ニ
3年12月	小笠原土佐守	17.340	来子年秋納米	子ノ12月中旬急度相渡
" "		8.670	"	"
貞享1年11月	榊原虎之助	30		丑5,6月迄大坂大津へ
1年12月	松平相模守	(2,987.297.7)	74695石	来丑ノ12月上旬初物成米
2年5月	松平主馬助	7.672	当丑ノ知行納米	
2年9月	永井近江守	43.400		
2年12月	田辺権太夫	6.840	来寅ノ初物成米	来寅ノ極月中旬ニ
4年1月	細川大膳	38		
元禄1年10月	林膳右衛門	11.375	藏米知行物成135石	
3年1月	三枝			
3年2月	"			
3年6月	立花飛騨守	22.300	領分米壳渡	
3年9月	本多下野守	15		
4年9月	五嶋万吉	20.600	大坂廻大豆諸色為前銀	申ノ6月切
" "		70.800	"	
4年11月	細川越中守	115.400	来申物成米之内米高2880石	来ル申ノ極月上旬迄大坂へ
" "		114	" 2850石	"
5年1月	三枝			
5年12月	小笠原佐渡守与力	18.562	我々知行米1900石	

換 算 法	そ の 他	証 文 名
其時之相場 1石 = 付 1匁 8 分下直 大津時の相場を以我等藏宿 ニテ	月 9 利足 5 カ年賦 大津藏本灰屋 蔵元若林新八証文	請負申一札之事 米預リ証文之事 預リ申銀子之事
此方ニ而壳立90石分之代銀 相渡 時之相場 1石 = 付 5匁下直 ニメ 直段 1石 = 付 5匁下直ニ右 銀高ニ玄米相渡可申	利足月 8 利足月 1歩	請取申銀子之事 請取申米前銀子之事 請取申米前銀之事 " " "
時之相場	月 1 分 1	壳渡シ申米前銀之事 請取置申米前銀之事
11月中の米場ヲ以過不足算 用可有		
其時之相場を以	壺屋宛 5 カ年	松平久之丞播州領分之米壳渡候為 前銀受取申銀子之吏

引渡期限は一二月二〇日で、そのときの米相場で、銀高にみあうだけの米高を渡す、(3)米の前銀であるから堅く約束を守り、米で返済できないときは銀子で返弁する、(4)この証文の保証のために、筑後守の裏判、および肝煎りをした寺田勝助、日高玄桂の両人の請状を作成している、などがわからう。

米前金証文の一般的形式は、右の証文とほぼ同じだといってよい。那波文書から、米前金証文類を整理して示すと、第4表のとおりである。この表から、米前金証文の内容を、さらに一般化し、明確にしておきたい。(1)米前金証文は、右にみた岡部筑後守のような旗本層に限らず、細川、本多などの大名をも含んでおり、特定の層との関係からくる証文とはいえない。(2)前金の引当ては、岡部の場合と同じく、「我等知行米之内」(千村)、「領分之米壳渡」(因州松平)、「來子(翌)年之秋納米」(小笠原)、あるいは

寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第4表つづき

年 月	貸付先	銀 高	引 当	期 限
元禄 5年12月	小笠原佐渡守与力	30貫	我々知行米1900石	
6年 5月	京都所司代与力		知行米引宛	
6年12月	本多下野守	175	当酉之納米12,500俵壳付	来6月
7年 7月	加藤久左衛門	20両	1カ年3度の物成米	亥春より丑10月まで
8年 9月	三 枝			
10年 9月	滝川丹後守	15貫	来秋知行物成	来 秋
11年 2月	保田美濃守	15	役料米90石為前納	
11年12月	本多能登守	30	江州領分の米	来卯ノ6月限
15年10月	小笠原佐渡守	90	泉州河州知行所米	来未11月中於大坂
" "		60	"	"
2年	本多下野守	10	江州知行所當已ノ納米	午ノ8月
宝永2年6月	大田熊次郎	8	代リ米280石引当	当11月20日まで
5年	戸田采女正	252両	来丑之冬納米	丑11月限於大津
年 未 詳	松平久之丞	貫 14.632		

「当丑之知行納米」（松平主馬助）といったように、売渡し米穀の引当てが指定されている。  
(3) また決済方法については、岡部の場合のように「其時之相場」でもって、前銀高にみあう米高で返弁するというケースとともに、つぎのように、時相場から何匁下げで、前銀高にみあうに、米高を計算する場合があつて注目される。すなわち「米之直段は、其時之相場壱石ニ付四匁下ケニメ」（伊達宮内少輔）といふ指定がある。  
このほか五匁下げ、三匁下げ、一匁八分下げなどがある。なお、この米前金高が明記され、さらに時相場から一匁八分下値で米高を換算する場合、その売渡し米がすでに「江州蒲生郡当酉之御納米四斗入老万石千五百俵壳付申すといふように、米高を指定されているケース（本多下野守）もあるが、このほか「過不足互ニ差引き精算することになつている場合もある。（4）米前金証文の利率について第4表をみると、四〇

件の事例のうちに、利率の明示してある証文はわずか六件にしかすぎない。その他は無利足とみるべきだらうか、または前銀の米での返済のさいにあらためて取り決めているのだろうか、この点について確かめる直接的な史料はない。ただ前述したとおり、銀高にみあう米高で返弁する場合、その換算値が時相場よりやや低く定められている場合をみたが、その時相場と換算米価の差が利足部分となつてゐるのではないかという推定も可能である。この点は、那波家が米の売買にどれだけタッチしていたか、という点にかかわるので、後に改めて検討したい。(5)つぎに貸付け期限をみると、岡部の場合は、春に前銀を借りて、その年の暮に米で返弁することになつてゐるが、これと同じく、一年未満か、またはちょうど一年間というのが一般的である。この点は、米前金証文の他の証文類と異なる点であろう。すなわち、「米前銀之事ニ候へは、壱ヶ年切之約速」(立花)、「米之儀は、壱ヶ年切ニ限事」(細川)とあるとおり、原則として、何ヵ年にもわたつての売渡し、または返済ということは行なわれないのである。したがつて、「借銀ニ而茂無之、米前銀之儀候間、内外如何様之入用をも閣、前後之借銀ニ不構、水損・旱損之無構、右相定候堅約之通、米急度相渡可申」(小笠原土佐守)といふ文言どおり、一般的な借金証文とはちがう、米前金証文の期限上の性格、すなわち、一年一回限りの、特定の年貢米引当てに対する前金証文の性格がここにうかがえよう。

以上、第3表を中心にして米前金証文の個々の性格をみてきたが、この証文はほぼ一ヵ年を単位としているが、年貢米引当ての前銀貸付けが実質的に継続され、後に個々の引当てが名目的となつて、いわゆる特定の大名の蔵元となつていくか、どうかがもつとも重要な問題となるう。ここにみられる事例では、右のような大名貸しのケースはみられず、むしろ個々のケースでの年貢米を引当てにしての前金貸付けであつて、その証文の文言どおりでの決済が求めば、その大名(旗本)との間の金融関係は終了するとみた方がよいであらう。また、この表の一件ごとの個々の銀高からみても、まだ継続性からみても、特定大名への集中はそれほど顕著ではない。もつとも、約束の期限内に返済で

きないために、四ヵ年から一〇ヵ年の長年賦の返済に切り替える例はある。たとえば、延宝九年六月因州（松平相模守）への六八貫四五〇目の米前銀証文の場合をみると、当初は、同年暮に米を渡すはずであったが、「当暮来年は、右中間衆中へ大分米相渡シ申候故、此方支配難成ニ付断申入候処ニ被聞届、四年切米之前金」となった。また元禄元年一〇月、林勝右衛門は藏米知行の物成一三五石を一貫三七五匁で売渡したが、そのさい「米売代之儀ニ候得は、一ヶ年切ニ右之米高皆済申候得共、勝手不如意ニ付御断申、來已之年より来ル戌之霜月迄六ヶ年切ニ相定、毎年六ヶ壱宛等分ニ割付相済、皆済可申」と、一ヵ年で皆済の予定が「お断り」をうけて六ヵ年の納崩になつていてることが記されている。これらはやがて、証文書替えのさいに、通常の借金証文の形式をとることが多い。このようないくつかの特徴をうかがうことのできる米前金証文は、特定大名へ集中しないで、個々のケースで年貢米引当ての一ヵ年限りの返弁を期待する、短期的な貸借関係であることを示している。<sup>(2)</sup> この証文からうかがえる京都の大名貸し町人の性格は、後の大坂を中心とする大名貸し町人の特定大名の藏元、掛屋として強い結びつきが成立していた状態どちがうものといえるだろう。

(1) 延宝七年武鑑（橋本博編『大武鑑』所収）、『寛政重修諸家譜』卷八七五。

(2) 那波家の米前金証文での大名貸しは、「秋季廻米の売上高から返済をうける約束」ということでは「大名の借財に於て最も一般的なる方法であった」といえよう。松好貞夫氏は、『日本両替金融史論』でつぎのような例証をあげている。「戸田因幡守宝曆九年六月の借銀五十六貫余に対する証文を見るに『右者戸田因幡守就要用借用申処実正也、依之為引當藏米千八百五拾石分切手百八拾九枚相渡置候之義者當十一月限壱ヶ月壱分壱朱之利足を加へ元利無相違致返弁其砌切手取戻可申候云々』とあり、他の証文にも之と同様の文言を認めたものが多い」（同書一八一ページ）。また荒川秀俊氏も「助松屋茂兵衛文書に見えた大名貸」（『日本歴史』二一七号）で、主として享保期の大名貸しの証文が、今年の秋もしくは来年の秋に入手できるはずの年貢米を、定期買の形で買いたり、前渡金を渡していいる例を示している。これらの享保期以降の前金証文と、那波九郎左衛門家の寛文一元禄期における米前金証文とのちがいは、享保期以降の場合は、先納切手と米前

金証文の区別がつかず、両者が混同されていることである。すなわち、米切手という流通証券が米市場で一般化した段階（享保一五年の堂島での帳合米取引の公認以後）において、それに規制されしりに流通性をもたざるをえない米前金証文と、基本的には、まだ米手形の売買、流通が一般的でなく、それ 자체では流通性をもたない米前金証文、すなわち実質的には「払米の保管証書」（松好氏前掲書）とそれほど異なる段階とでは、領主財政の金融上の立場からも、市場での米取引の面からも異なる性格のものといえよう。以上、寛文一元禄期の米前金証文と、享保期以降にみられる先納切手（米前金証文）とのちがいについて検討してきた。前の時期については、鴻池家の諸研究のなかに同種の史料をみることができるので、それを検討しておきたい。鴻池家研究のうちで重要な指摘の一つに、寛文一元禄期の経営は、大名貸しとともに米、酒などの商取引に従事していたが、やがて大名貸しを主とする金融業專業となつていくことが説かれている。この金融業專業以前における米の取引形態を示す史料が川上雅「鴻池の商品取引と信用関係」（『社会経済史学』三一ノ六号）に掲載されている（元禄一一年五月の「先申中津米之事」）。内容はつきのとおりである。(1)屋敷役人（小笠原修理太夫）、藏元から仲津米七四〇〇石を鴻池家が買付け、その前銀として四三九貫五二〇日を支払っている。(2)米価は「米相渡申節相場を以て」決定されるが、鴻池は、代銀の内へほぼ米相場に近い銀高を前銀として渡している。(3)鴻池は一〇月二五日に引渡し予定の米を五月八日に先買にしており、もし秋の時点で現米を望まないときは前銀高を返却すること。ここに述べたかぎりでは、那波家の米前金証文の内容とそれほど異なったものではない。ただ、那波家の場合は、あくまで銀高が中心で、一年以内に時相場で銀高に見合う米高を売渡す約束での前銀ということになつていて、鴻池の右の証文は、まず売渡米高があり、ついで米相場に近い値段で前銀高をきめて渡すということになつていて、そのちがいである。すなわち、後者の方が前者よりかなり実さいの米の売渡し形態になつていて、川上氏はこの点に着目して「このような形態の蔵米取引は、出米切手の先駆形態である」と述べている。この証文については後述のとおり問題なところがあるが、この「出米切手の先駆形態」とし、それとの関連で那波家の米前金証文を位置づけることができる。先納切手はその後の展開とみることができるのでないか。

右に述べたような米前金証文について、さらに立入つて引当てとされている年貢米（蔵米、知行米）の販売、その前金高との精算方法などについて検討しておきたい。このことは前述した京都町人の大名貸しが個々のケースでの一

カ年限りの短期的な貸借関係を主としていたとすることの意味を、さらに実さい返済にさいしての米販売の過程と、どうかかわっていたかという観点からみておきたい。この点はまた「町人考見録」にみられる大名貸し町人、両替商の没落と米市場の関係を検討することになるだろう。このことは那波家が米取引の過程で損益の影響をうけるような経営の仕組みをもつていたかどうかにかかわっていよう。この点をみる前に次に示すような元禄初年における大坂での米問屋、米仲買、両替商の倒産とどうかかわっているのかをみておきたい。すなわち元禄三年四月の触書「身躰倒れ候町人之事、はた商之事」<sup>(1)</sup> はつぎのとおりである。

覚

一 近年町人倒れ者并手代取込銀等數多有之而、雖勘定申付候、帳面不分明候事

一 町人金銀并商売物取やり致候事、相互之儀候、身躰をかさり、大分取込置、連々工を以倒れ候者も有之様聞へ候、畢竟応其

身躰人茂存たるほとの失墜無にして損銀懸候段不届之事

一手形売、手形買、口上売、并はた商と申事、前々より堅停止申付候、取わけ此商売米問屋、同仲買、両替屋等ニ多有之、直段

のさかりを請済れ候者数多有之様相聞候事

右三ヶ条之趣不届之至候、如此之族於相知は穿鑿之上、其身者勿論、申合馴合候輩迄、依輕重或死罪或牢舎可申付、此旨大坂天満町中借屋之者共工至迄、急度可相触知者也

午四月十八日

土 佐

この触書の前二カ条は町人倒産にともなう一般的な状況を示しているが、最後の一条は、手形売買、口上売、はた商いという取引をするさい、相場の値下りによつて、米問屋、米仲買、両替屋などの倒産する商人が数多いという具体的な状況の指摘がなされている。ここに数多くみられるという手形売買などの米相場の変動に乗じて損失をうけ、倒産するという状況があることを示している。事実この元禄三年の触書にある手形売買などの禁止は、すでに承応三年からみられていることであるが、それ以来、元禄年間にかけての米取引に関する基本的な方針は、たとえば「藏元

之米を買、三分一程敷銀を渡し、其銀ニ利足を加へ、順々ニ手形を売渡、約束之日切を相延候ニ付而、一枚之手形一日之内二十人之手ニ渡リ、米高直ニ成候よし申候」（承応三年）とあるように、米仲買を経て手形売買が行なわれ、また蔵元での先手形の発行などがみられ、これらは歳出日限の延長によって買占められることになり、やがて米値段の高騰をまねいているという。したがつて米手形の転売の禁止が米買占め、米高値の抑制にともなつて連年出されことになっているのである。このように承応三年以来、元禄期にいたるまで、大坂の米市場は、手形売買、米買占め、米高値という一連の米取引に強い否定的な関心をよせていているのである。このことが前掲の元禄三年の町人倒産についての具体的指摘たる米問屋、米仲買、両替屋などの相場の下落による倒産という事態をまねいている背景である。

このような米市場のあり方からくる倒産の危険性と、年貢米の前金を融資していた大名貸しの那波家は、どうかかわりあうのか、すなわち前金を精算する時点で、年貢米の販売を経営内において果たす機能をもつていたかどうかを検討する必要がある。以下、この点に焦点を合わせていきたい。

元禄一〇年に刊行された『国花万葉記』に、三浦老岐守（日向県・二万三〇〇〇石）の「蔵本」に「那波屋九郎左衛門手代」の名がみえる。この蔵元について、具体的様相を知ることはできない。さきにみた「諸方用立之覚」（享保一〇年）によると銀一六二貫目余の借財が計上されており、そこに「元銀貳百貳拾五貫目御用立候内年賦ニ相成、宝永七年迄請取相滞高御証文ハ江戸店ニ御座候」と記されており、蔵元として結局は多額の借財が残されていることを知るのみである。この三浦老岐守の蔵元としての性格はわからないが、蔵元関係の証文の残っている本多下野守の場合をつぎにみてみよう。

覚

一本多下野守知行所江州三万石之納り米藏元其方江被申付候、依之藏敷米定之通毎年相渡可申候、尤永々之儀紛無之候、且又右米売払申儀、大津ニ而清水喜兵衛、八幡町ニ而大庄屋長左衛門此兩人請合申ニ付、則兩人より請合之証文取置申候間、自然壳付銀致還候共、其方江は少茂構無之候、為其如件

本多下野守内 渡辺源兵衛○  
(黒印)

大西三郎兵衛○

村沢藤左衛門○

勝野次郎兵衛○

大井田十郎兵衛○

長井七郎太夫○

那波九郎左衛門殿

ここでの那波家は、本多の江州知行所三万石分の藏元に任じられているが、実際の「米売払」いは、大津と八幡の町人によってなされており、藏元としての那波家は、この兩人から「壳付銀」を受取る立場にしかすぎない。この本多の藏元となつた前後の那波家と本多家との貸借関係がわからぬから、ここで、藏元というよりむしろ掛屋的性格の強いことの意味について十分に説明できない。しかも那波家へ右の藏元任命の証文が出た四年後の元禄六年一二月に、那波家（宛名は綿屋作兵衛<sup>(3)</sup>）は「本多下野守藏元、大津南保町、若林新八」から「米請負預り証文之事」を受取り、本多の「江州蒲生郡当西之御納米、四斗入壱万貳千五百俵壳付申為先納銀、銀高百七拾五貫目」を貸付けている。本多の藏元である若林新八は、この米を「我等土藏江相詰」め、「御畠米」として「右之米來三月、五月、六月迄之内ニ其方御勝手次第、何時成共藏出し相渡可申」と記している。ここで、那波家はすでに藏元ではなく、米の前金を融通する立場にたつてゐるにすぎないのである。このように、(1)あるときは藏元になつたり、あるいは藏米の前金と

して貸付けたりする場合などがあり、蔵元として安定した立場にあつたわけではない。(2)また蔵元としても、本多の蔵米の売買に直接タッチしていない。那波家にとっては、蔵元売払代金がいつも問題となつてゐる。このような本多下野守の蔵米販売と那波家の関係と同じく、元禄五年一二月の小笠原佐渡守との場合をみるとつきのとおりである。那波家は米前銀として一八貫五六二匁余を融通しているが、この引当ての知行米一九〇〇石を「於大津其方勝手之蔵江詰置」き、この知行米が「其方蔵元ニ而売払代銀之内ニ而引取」るよう、また「右皆済迄ハ蔵元外江申付間敷」と記されており、明らかに那波家は知行米払いの過程にはタッチしていない。また蔵元も小笠原家の任命になるものであつて、一方的に蔵元を代えて破約などしないといつては興味深い。また八〇〇〇石の旗本、三枝摂津守は元禄初年に那波家から多額の融通をうけて「勝手支配」をうけているが、その返済の方法も米の現物を販売するところまで関与していない。すなわち「知行米八〇〇〇石之内、家中之者共江宛行物成切米扶持方、駿府江戸年中雜用諸色積り書立を以相談申入、残米代金引当ニ致、此度勝手支配不残其方江相頼」とあるとおり、那波家にとっては、あくまでも「残米代金」で債権の回収をはかつてゐる。この方向は、これまで述べてきた本多、小笠原のケースと一致している。これを数字の上で示すと、右の「一札之事」を出した同じ元禄五年一月に、三枝家は「知行物成年中入用之定書」を作成して那波家へ渡してゐる。これを第5表として示す。これによつても、三枝家の那波家への返済部分が、いわゆる現米勘定の部分でなく、現金部分のところで支出されることになつてゐる。このことは、前述の「残米代金」という指摘と一致してゐる。

これまで述べてきたように、那波家は年貢米処分の過程で、米売買に直接タッチしていないで、米の売払代金ができて以後、回収することになつてゐる点を注目してきた。ところが、米前金証文には、引当てとなつた年貢米の引渡しについて「……領分之米貴殿江壳渡」という、かなり一般的な指摘がされているのが多い。この簡単な記事につい

## 寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第5表 旗本三枝氏財政収支表  
(元禄5年1月)

駿府領知行高五千石之納	8,292俵
房州領・川越領知行高三千石之納	3,028
米合計	11,320
内 家中物成	1,375
〃山方物成	1,175
渡扶持方	428
台所扶持方	1,196
客米臨時	335
江戸・駿府入用合	4,509
引残テ 払米	6,132
此代金	(2,194両)
外惣小物成浦役	(231両3分)
駿府・江戸有金合計	(2,425両3分)
駿府江戸有金合計	2,425両3分
内 家中切米金	717両3分
年中雜用諸色入用	858.1
駿府領川除入用	70.0
残 金	779.1
内於京都那波九郎左衛門 内借銀返弁 又残	200.0 579.1

ニ而廻り不申候ハゞ、大坂迄着米ニ而相渡可申」とされている。すなわち大坂の米相場で銀高相当の米を国元で引渡す。もし国元で捌けないとときは大坂着米で渡すことを定めている。この限りでは、那波家は米売買にかなり深入り込んでいることになる。ここで二つの点、前半と後半で問題がある。まず後半の部分から検討しよう。右に引用した「添手形」は木下の家老クラスの連署したものであるが、そこでの表現と、別にさらにもう一通蔵奉行が加わって書かれた「添手形」の表現とが重要なところでちがうのである。蔵奉行は、返弁について「若国元ニ而少モ廻り不申候ハゞ、大坂上リ米売銀ヲ以相済シ可申」と記されており、ここでも「米売銀」での支払いが約束されていて、那波家が米を直接引取るという様子はない。木下備中守の直判の証文、家老クラスの添手形では、返弁の方法については一般的な表現しかされていないが、蔵奉行の添手形でそれが明らかに指摘されていることは、やはり現実的に処理しな

てだけでは、どうこういえないので、つきの

備中足守の城主木下へ那波家が銀三六貫目を  
貸付けたさい、木下の家中から「添手形」が

出されている。これによると、右の銀高は、  
六ヵ年の納崩しで毎年一ヶ月上旬に返弁する  
ことになり、その返弁の規定は、「但国元ニ

而米相渡可申、直段之義は大坂之相場ニ而仕、  
右之銀高勘定次第相渡可申候、於国元右之通

ければならない立場からの反映とみることができよう。前述したとおり、一般的に「……領分之米貴殿江壳渡」すと  
いう表現がされていたからといって、それが直ちに米引取りということにならないだらうことを注意しておく必要が  
あらう。第二に、この木下の場合だけの問題ではなく、那波家の米前金証文に広くみられることがあるが、年貢米を  
前金で壳渡すさい、木下の場合では「大坂之相場」とあり、他には「時之相場」あるいは「時之相場ヲ何匁下」げで、  
前金高に照応する米を引渡すということについてである。金高と米高の換算を「時之相場」でやるということは、ま  
ず金高はたとえ一年後であつても変動しないのであるから、もし「時之相場」の変動があるとすれば、変わるのは米  
高である。ここでは、那波家は米の相場変動からうける影響、すなわち米価の下落からの損失を招くことはみられな  
いし、またとえ米価の高騰があつたとして、そこからの利益も期待できない、ということなのである。すなわち那  
波家は、どれほど米前金証文を出そうとも、米の流通過程に関与することによつて利益をうけることはできない仕組  
みとなつてゐるのである。この点は、大名貸しとしての那波家の性格をみるとくに重要なことである。したが  
つて、たとえ「……領分之米貴殿江壳渡シ為前銀」という表現も、その後に引続いて「右之米……時之相場ヲ以右  
銀高渡シ」などと記されている場合は、那波家にとっては、たとえかりに米を現物で受取つたとしても、それは單に  
手続き上の問題であつて、その過程から利益を生み出す機会はほとんどないと云つてよいであらう。この点は寛文一  
元禄期に大名貸しとともに米などの商取引に従事していたといわれる鴻池家の場合を、一、三の原史料に即して検討し  
てみると、右にみた那波家の場合とほとんど同じケースである。<sup>(4)</sup> 鴻池は形式的に米を買入れても、実際の米相場の変  
動とは関係ない、前金としての貸付けなのである。このように鴻池家にせよ、那波家にしてもあくまでも貸付金の回  
収のための米代金への関心が主であるといえよう。これはいわゆる掛屋として、「藏米の販売代金を収納、保管し、大  
名の必要に応じて国元、江戸へ送付する」機能に近い性格をもつていたということができよう。この点をもつともよ

く示している史料につきのものがある。それは享保六年一二月に、那波家は大坂出店（壺屋善兵衛名義）を「新店」とすることにしたさいづくられた「定書」のなかに、大坂出店の性格について規定したつぎの条項がある。

一 当店家業向は、御藏元、御掛屋、御為替御用儀於江府御扶持米納方ニ付廻米之手組旁右比御用筋專要ニ候、皆以御太切成ル御用向無油断令勘、追々京都支配方へ逐一通談可有候、於然は其品々我等差圖之趣支配之者より申談候間、示合何分ニも首尾能様ニ可被相勤候、右御用方故商売之店ニ而ハ全ク無之ニ付、銘々自分夷として猶更米商売急度停止ニ申付候条弥以可相守、尤勿而何ニよらす市売買ケ間敷儀聊有之間敷事、

この条項の重要な点は、大坂出店は、蔵元、掛屋、為替御用、江戸への扶持米の廻送などの御用を家業としているのであって、米商売の店ではないから米商売をしてはならないこと、あるいは「市売買ケ間敷」きことを禁止していることにある。那波家自らが蔵米を買入れて販売することを否定し、あくまでも蔵米販売代金の収納、保管の業務を重視していることになる。

このように、米の販売流通と直接のかかわりをもたない那波家は、ここから資産の増加、利潤の期待をもちえない性格をもっていたのである。実際に米取引に従事したわけでないことと共に、蔵米販売代金の収納、保管の業務も、前述したとおりの特定大名との間に恒常的な関係が成立していたわけではないことに注意しなければならない。米前金証文にみられる個々のケースでの一年限りの前金貸付けで、それも蔵米販売の過程での利益を期待できない機構での金融であるところにその基本的な性格を見ることができよう。

(1) 『大阪市史』第三巻、一一二ページ。

(2) 『大阪市史』第三巻の触書による。

(3) 綿屋作兵衛は、那波家の手代である。江戸駿河町両替店の名義は綿屋の名義を使っている。

(4) すでに紹介したように、寛文一元禄期の鴻池家では、大名貸しとともに米などの商取引を行なつていたという。この点

については算用帳を検討した作道洋太郎氏が「蔵米の表示にあたって、たんに産米の俵数を示したものと、石数で現わし、米価の換算率を併記したものと、二種類にわかれると、鴻池では正米でない未着米に対し、先約切手を受け取り、これを市価より安い米価で換算し、大名諸侯に融資していたものと考えられる。これらの点をあわせ見るならば、鴻池は掛屋として大名貸を設定するばかりでなく、蔵元としての機能をも果たしていたと推測することができる」（同氏「近世大阪における町人蔵元の出現と大名貸の成立」、『幕藩体制確立期の諸問題』所収）と述べている。作道氏だけではなく、鴻池研究の諸氏には共通して、現米か、未着米などという問題の前に、算用帳などにみられた米関係の項目、記事から、直ちに鴻池の米取引をみる傾向がある。この点はなお検討する必要を感じていて、すでに紹介した川上雅氏の論文「鴻池の商品取引と信用関係」に出ている「売申中津米之事」という証文を再びとりあげてみたい。この証文は、中津米七四〇〇石を買付けたさい、あらかじめ前銀として米相場に近い銀高を渡している。ところが、この取引の精算時（秋）にさいしてはあらためて「直段之儀者米相渡申節相場を以過不足指引可申」となっている。このことは、前銀をきめるさいの一石当り五九匁四分の単価に拘束されないで、精算時の米相場で計算し直すことになる。この場合の米相場とは具体的には五九匁四分より上か、下かのどちらかしかない。かりに五九匁四分より上値だとする（「三貨図彙」では、元禄一〇年は六五匁）と銀高は増えて前銀との差額が生じてくるがそれは鴻池の得分にならない。その差は小笠原に吸収されてしまうことになる。ところが、下直になつた場合、今度は鴻池の損失かというと、そうではない。すなはち証文の後書に「右之米当寅十月廿日限ニ急度相渡可申候、若米所望ニ無御座候者銀子四百三拾九貫五百弐拾目ニ而相渡可申候」と記されていく。これは米相場が五九匁四分より下値になつた場合、鴻池は米を引取らず、前銀高分を引取ればよいのである。これで鴻池が形式的には中津米を買入れたことになつていて、実際の米相場の変動とは関係なく、結局は前銀部分の貸付けということになる。以上、晦渋な説明になつたが、これでは鴻池の蔵米取引の例証として示された証文は、これまで説明してきた那波家の米前金証文と実質的にはそうちがつたものではないということになる。したがつて、鴻池の算用帳などに米の項目、記事があつた場合、それが現米である場合はともかく、未着米などの場合は掛屋として前銀を融資することはあつても、作道氏の推測するように「蔵元としての機能も果たしていた」とみることはできないのではなかろうか。鴻池の米取引への関与は、あまり過大に評価することなく、今後慎重に検討しなければならないだろう。この点は鴻池の寛文—元禄期の過程で生じた金融業リ大名貸し専業への純化をどう評価するかということにかかわってくるからである。

## 枝手形について

米前金証文の形式的な特徴、および年貢米販売、販売代金の金融と那波家の関係などについてみてきたが、ついで枝手形の形式的特徴、枝手形による大名貸しの資金調達、米前金証文との関係などについて検討してみたい。

山口栄藏氏は「町人考見録」にみえる両替善五郎の枝手形についての記事を手がかりに、「枝手形について」（具体例における歴史研究）所収）という考証を発表している。山口氏は、大坂の本両替商である加嶋屋長田家の史料中にある文化年間以降の枝手形の実例をあげて、枝手形は「ひろく江戸時代を通じて両替商の間に慣用されていた金融手形の一種」であり、「考見録に見へる両替屋善五郎が、京町人の金銀を集めて『大名がしの問屋』となつたのは、この枝手形の発行更に濫発によつたものである」としている。さきに第1表でみたように、那波九郎左衛門家の文書中には、右の両替善五郎をはじめとして、多くの枝手形が残つている。つぎに枝手形の一例を示そう。

### 枝手形之事

一 越後中将様へ寄合銀高式百貫目御取替仕候内、貴殿銀式拾貫目御借ニ加ヘ被成候所実正也、但利足ハ月九歩、元銀ハ午霜月  
ノ成霜月迄五ヶ年切也、何時ニ而も御返弁次第二割付相済候ヘ而も、則御家老莊田主馬殿、林内藏助殿、安藤治左衛門殿、  
小西、衛門殿御借状我等方へ請取置候ニ付、如比ニ為其仍如件

延宝六年午正月十一日、

那波八郎左衛門殿

両替善五郎○  
(黒印)

この枝手形によると、両替善五郎は松平越後中将へ銀二〇〇貫目を貸付けているが、そのうちの一〇貫目は那波家の出資分である。那波家は両替善五郎のうちへ加わっているため、越後中将家中からの証文は善五郎が預つており、那波家へは渡らない。そこで両替善五郎からあらためて那波家へ枝手形が発行されたのである。

これらの枝手形を整理して示したのが、つぎの第6表である。この表から、いくつかの特徴的な点を指摘しておこう。

利 足	期 限	そ の 他	証 文 名
20貫まで利12匁以後10匁 月1分	来酉4月 5年切	添 状	借用申銀子之事
100両1ヵ月1両2分	当8月		覺
" "	来8月 戌4月		借用申金子之事
1貫1ヵ月15匁 月1分半	戌11月		借用申銀子之事
1貫月8匁	10年賦 8ヵ年賦 8ヵ年賦		借用申銀子之事
1分=付月11匁 年1割	4ヵ年賦 5ヵ年		枝手形之事
月1分1	当8月初	刀等質物代	覺
月1分2	来年6月初	米 前 銀	一札
10貫1月130目			請取申銀子之事
月9	5ヵ年		枝手形之事
月8	当極月初		請取申銀子之事
"	"		"
1ヵ年5分	13ヵ年賦	秋田城米3千石5ヵ年の内	
月9.5	3ヵ年切		請取申銀子之事
月1歩		秋田城米10,000石秋田で受 取申定	枝手形之事
		" 7,000石 5ヵ年賦	請取申銀子之事
月1歩	10ヵ年納 来戌年より寅暮迄納	添 状 御米前銀トメ此方トメ15貫	請取申銀子之事 枝手形
月1歩1	来年10月初	最上米之前銀=御入加ヘ被 成 秋田城米3千石4ヵ年秋田	添 状 請取申先納銀之 事
年5歩	9ヵ年限 5年納	で " 500石 " "	枝手形之事 覺

## 寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第6表 枝手形の一覧

年 月	貸 付 先	枝 主	那波家貸高	総 銀 高
寛文6年3月	紀伊 大納言	両替 善五郎	50貫	
8年5月	松平 薩摩守	三嶋 泉齊	30	
9年1月	松平 越前守	両替 善五郎	66.700	
"	松平 薩摩守	三嶋 泉齊	100両	200両
"	"	井筒屋三郎右衛門	100貫	
9年12月	"	三嶋 泉齊	8	
"	"	"	30	貫
12年壬6月	田村 右京	井筒屋久和	10.880	21.760
12年7月	松平 越前守	松尾 重右衛門	13.300	70.300
13年6月	松平 中務	那波十右衛門	30	145
延宝2年11月	土井 帯刀	井筒屋久和	20	180
4年1月	松平 越後守	両替 善五郎	20	
4年3月	松平 下総守	"	20	150
4年11月	小出備 前守	"	2	70
5年1月	松平 中務	那波 松齊	7.200	48
6年1月	松平 越後守	両替 善五郎	20	200
7年1月	水戸 宰相	"	50	
"	"	"	60	
"	森伯 者守	雁金屋藤右衛門	11.320	50.320
7年11月	佐竹右京太夫	宇野 了元	66	300
"	松平 越後守	両替 善五郎	60	
8年1月	松平 和泉守	日野屋又兵衛	3.800	20
8年7月	松平 讃岐守	両替 善五郎	33	
8年11月	佐竹右京太夫	宇野 了元	200	1,000
"	"	"	154	700
8年12月	?	井筒屋次兵衛	20	
9年1月	松平 讃岐守	両替 善五郎	76.543.2	
"	細川 越中守	"	146.878	
9年3月	松平 讃岐守	"	26.500	
天和1年12月	能勢 惣十郎	日野屋又右衛門	2	15
2年1月	松平 周防守	大黒屋善五郎	20	
2年10月	松平 下総守	両替 善五郎	34.950	
2年11月	佐竹右京太夫	宇野 了元	51.500	300
"	"	"	8.600	50
3年1月	松平 讃岐守	両替 善五郎	9.476.4	
3年2月	能勢 惣十郎	清八郎	10	

利 足	期 限	そ の 他	証 文 名
月 1 歩	4 年賦	秋田城米3450石宛 4 カ年 秋田で請取 当暮 <small>ム</small> 利足計申渡シ 米前銀 1300石の下受米に取替 秋田城米5600石宛 4 カ年 "	請取申銀子之事 " 分手形之事 覺
月 9	5 年賦 年賦 13 カ年	元銀44貫577匁	請取申銀子之事 枝手形之事 枝手形 " 請取申銀子之事 " 証文
月 1 歩 2	来年 3 月切	御米前銀 =	枝手形之事 枝手形 枝手形 枝手形
月 7.5	来 12 月切		"
月 1 歩 1	8 カ年 未 3 月切	高須納米2600石質物 = 取	請取申銀子之事 " 預り申銀子之事 枝手形之事
月 1 歩 年中 7 の 利足	戌 11 月限 巳 / 10 月限	御米為前銀	枝手形之覺 枝手形 請取申銀子之事 " 預り申銀子之事 枝手形之事
月 1 歩	11 月限		
月 1 歩 1	卯 11 月限 10 年賦		

第一に、枝手形の発行のねらいが、大口融資の焦付き、危険分散のためであるから、その貸付先はいすれも大名クラスにあり、米前金証文のさいにみられた、旗本、大名家中などへの貸付けはあまりみられないこと。第二に、枝手形を発行した町人は、両替善五郎をはじめ、三嶋泉斎、井筒屋三郎右衛門、同次兵衛、同清兵衛、松屋重右衛門、那波十右衛門（松齋）、雁金屋藤右衛門、宇野了元、日野屋又兵衛、同甚太郎、大黒屋善五郎、辻次郎右衛門、広瀬助右衛門、藤村九十郎などである。いずれも著名な京都町人であり、大名貸しで知られているクラスである。これら大名貸しと特定の大名との関係は、嶋津と三嶋泉斎、佐竹と宇野了元などに結びつきを推測することもできるが、他にはあまりない。かえつて両替

寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第6表つづき

年月	貸付先	枝主	那波家貸高	総銀高
天和3年12月	佐竹右京太夫	宇野了元	85貫 700	345貫
貞享1年6月	大久保加賀守	両替善五郎	25	
1年7月	松平相模守	辻次郎右衛門	443.48	157.214.43
1年11月	佐竹右京太夫	宇野了元	6.569.23	35
"	"	"	97.981	560
"	"	"	97.981	560
1年12月	松平周防守	大黒屋善四郎	1.500	15
3年1月	井伊掃部頭	井筒屋次兵衛	75	
4年11月	松平右衛門佐	両替善五郎	117.912.8	
元禄2年3月	"	日野屋甚太郎	1.573.86	13.931.80
"	松平主馬	那波松斎	2.500	7.500
3年1月	井伊掃部頭	井筒屋清兵衛	30	
3年4月	大久保加賀守	両替善五郎	4	
3年5月	小笠原土佐守	広瀬助右衛門	8.800	
3年12月	"	"	6.580	1,600両
4年7月	木村与兵衛	辻次郎右衛門	60.7	300目
6年11月	土方市正	藤村九十郎	10	675両
13年10月	本多主殿	久川次郎右衛門	8.810	37貫 600
宝永3年2月	松平伊予守	両替善五郎	40	
7年12月	小笠原佐渡守	辻次郎右衛門	6	
"	松平讃岐守	両替善五郎	20.570	
享保15年4月	相馬彈正少弼	品川喜三右衛門	2.100	

善五郎のよう、この表だけでも一家と関係し、それぞれの枝手形を発行している場合が目をひくし、他もそれほど強い特定関係をみるとはできない。

第6表から、枝手形についての特徴的な点をあげると右のとおりになるが、この時期での枝手形による金融の形態としての、大名貸しをする町人相互間の融通形態については後にみるとして、まず、枝手形の発行者と貸付先の大名との間の貸借関係の内容についてみておきたい。すなわち那波家が両替善五郎などへ出資した場合、枝手形発行者である両替善五郎と大名との間の貸借関係は間接的になるため、その実態は容易につかめない。また那波家が他町人に出資を求めた場合でも、それを示す史料はすでにこれまでの元利滞り分の精算のために作られた史

料のため、ここで問題を追求するには不十分である。このような史料的不十分さを念頭において、つぎのように考えたい。枝手形の発行者と大名との間の貸借関係は、通常の借金証文によるものであろうが、それより前項でみてきたとおりの、米前金証文による貸付の場合とほぼ同じ内容のものといえないだろうか、と。すなわちこの時点での大名貸しの基本は、米前金証文を軸として、それからあらためて枝手形が発行されたり、あるいは延滞した場合は通常の借金証文となる、と整理することができないだろうか。

右に述べた点について、若干の根拠をつぎに示そう。第一に、右の点を直接的に示しているつぎの枝手形を検討したい。

請取申銀子之事  
合銀式貫目ハ

右は小出備前守へ米前銀ニ七拾貫目借シ申内へ御入加ヘ被成候銀也、但利立ヘ月壹分式、元銀ハ来年巳六月切ニ相定リ申候、  
何時ニ而モ御返弁次第三相渡シ可申候、則御裏判之借状并御藏本中請状ヲ中嶋、井筒屋十兵衛當名ニ請取置候ニ付如比ニ候、  
為其仍如件

延宝四年辰霜月廿一日  
那波九郎左衛門殿

両替善五郎〇  
(黒印)

右の史料では、小出備前守への七〇貫目が明らかに「米前銀」として、井筒屋十兵衛、両替善五郎、さらに那波九郎左衛門まで加わって融通をうけていることである。また天和二年一〇月に同じく両替善五郎が那波家へ渡した「請取申先納銀之事」によると、那波家は両替善五郎をとおして、「松平下総守様最上米之前銀ニ御入加ヘ」として銀三五貫目ほどを貸付けている。ここでは「利立月壹歩壹、來年亥ノ十月切ニ最上米次第御渡シ」という条件がついている。このほか天和元年一二月の能勢惣十郎、貞享元年七月の松平相模守、元禄三年四月の大久保加賀守、同三年一

二月の小笠原土佐守、同六年一月の土方市正などの枝手形類は、いずれも米前銀であると明らかに記されている。

第二として、これまで米前銀のため、と明らかに記されている枝手形を追つてきたが、これまでみてきた枝手形の内容からうかがえるように、米前銀となっている場合、その返済の期限はほとんど一年以内であることに注目したい。米前金証文の一つの特徴でもある一年以内での精算ということが、ここでも實かれていることである。この点を確認した上で、あらためて第6表をみると、多くの返済期限は三年から一三年という年賦となっているが、なお一ヵ年以内という期限をみることができる。これら三年から一三年程度の年賦での納崩しは、当初から長年賦の場合もあるうが、さきに米前金証文のところでみたように、当初の年内返済の原則がくずれ、あらためて期限を定めての年賦返済となつたケースと同じようなものとみることもできよう。枝手形を米前金証文との関係で、ほぼ同性格のものとみてくると、そこでちがいは、ただ大名と直接的な貸借関係にあるか、あるいは間接的な貸借関係かの差にすぎなくなつてくるのである。枝手形の発行者と借入者である大名との間の関係を、すでに検討したところの米前金証文とほぼ同じものとするならば、その上で寛文一元禄期の京都の大名貸し金融に現われた特徴といえる、枝手形による資金調達をどう考えるかということにならう。以下、この点を検討してみよう。

これまで第1表および第6表から、枝手形についてのいくつかの特徴的な点をあげておいたが、これらはいずれも那波家が両替善五郎なり、三嶋泉齋に加入している場合であるから、総額がいくらで、どういう頃ぶれで構成されているかわからない。これとは反対に、那波家が主となって他町人が加入している場合も当然考えられよう。証文類が現存する若干例をみると天和二年一二月、前田安芸守への貸付けにさいし、柴田隆延から三貫目の出資をうけているし、正徳元年一二月の、松平伊予守への貸付け銀（元銀六六貫目余）の残額一六貫目余のうち、安田孫七郎は一貫目余を出資していることがわかる。いずれも那波家から「枝手形」を相手に出すためか、この種の史料はあまり那波家に

残らない。そこで「殿達借年々利足不相済覚」（万治二年）という帳簿から、那波家の大名貸しの実際の内訳をみてみたい。承応二年に松平隱岐守への銀四五貫目の貸付けは、両国屋宗智、十一屋宗不、井筒屋久和、両替文左衛門がそれぞれ五貫目ずつ、久住権兵衛が一〇貫目、那波は一五貫目という出資である。また慶安四年、黒田筑前守への銀二〇貫目は、平岡久右衛門と那波が折半であり、さらに慶安元年の鍋嶋信濃守への銀一〇〇貫目の貸付けは両国屋宗智一五貫目、家原自仙、伊勢屋六兵衛は一〇貫目ずつ、平岡久右衛門七貫目、桔梗屋六右衛門、十一屋宗不、わく了雲、両替文左衛門、かき屋常俊がそれぞれ五貫目、播磨屋宗堅は三貫目、そして那波は二〇貫目である。なお木下淡路守の銀三八貫目の貸付けのように、大串五右衛門が一貫八七七匁七歩、那波は三六貫一二〇匁三歩というケースもみられる。この帳簿は、おそらく万治三年という時点で、承応二年以来、那波家から諸大名への貸付け金のうちで、元利の返済が滞っている分をあらためて記し、以後寛文一二年まで、元利の返済があるたびにつけ加えていったものと思われる。これら諸大名への貸付けにさいして、前述したとおり、那波家だけで出資しているのではなく、多いときは一人もの町人が加わっている場合もある。そのうちでの那波家の出資分は、他の町人より多いのが普通だが、具体的にはさまざまで、一定の比率があるとはみられない。

これまで、枝手形のいわゆる他人出資分がどの程度かを那波家の史料からみてきたが、これは「町人考見録」にしばしば「方々借銀」、「方々町人より請込高」、「町人の借り銀」と記されていることと同じ性格であろう。「町人考見録」には、両替善六、同善四郎、小牧惣左衛門、岡子口、大黒屋徳右衛門、那波九郎左衛門、両替善四郎、辻次郎右衛門などが他人出資分の資金を加えて大名貸しを行なっていることが記されているが、前述した「殿達借年々利足不相済覚」にみられる諸町人も枝手形をうけて出資しているところから、この種の方法による大名貸しの資金の確保はかなり一般的なものであったといえよう。なおこのような同業者ともいいうべき町人からの出資金のほかに「寺町筋其

外方ミ寺方の祠堂銀」（小牧惣左衛門）、「家来出入の者は云に不及、或は寺方の祠堂銀、後家の寺参り銀、おばゞの針箱の自分銀」（辻次郎右衛門）などといった零細な出資金を利付で預る場合もあった。「町人考見録」にみえる家原家の享保八年の帳簿は、その状態を示している。<sup>(2)</sup>この帳簿は家原家資産の分散当時の借入銀高を示している。この内容は「旦那様より預」が金二五〇両と銀五貫目であり、ほかに銀一〇貫目をこえるのは日野屋又右衛門、鎌屋孫兵衛、塩屋長左衛門など同業者といえる数家のみで、あとは寺院関係者、出入の者などで、多くて五、六貫目、一貫目以下を家原へ貸付けている家がほとんどである。こうした零細な額を集積して貸付資金とするとは全体の大名貸しからみればそう比重の高いものではなく、主な資金調達はやはり枝手形を通しての同業者からといえよう。

こうした枝手形を発行して大名貸しの資金を調達することは、第一に調達しうる資金量を拡大しうること、第二に貸付け資金の焦付きに対する危険分散ということ、この二点が考えられる。ところが前者による資金調達が増大して信用を過大にすると、後者の危険時にさいしての分散が意味をもたず、かえつて連鎖的に倒産をまきおこすことになる。「町人考見録」にみえる多くの大名貸し町人の倒産の事例は明らかに連鎖倒産を示している。「町人考見録」にみえるこうした枝手形の発行による大名貸し資金の調達は、一七世紀後半、京都における大名諸家への金融の一つの特徴的形態を示しているといいことができよう。こうした特徴的な資金調達の形態は、同時に米前金証文のさいにみたような特定大名への集中はみられない、個々のケースでの一年限り決済の大名諸家への短期的金融形態と結びついて理解すべきであろう。すなわち危険分散の意味での多くの諸家への分散貸付けと短期間での貸付金回転をはかるというところに、寛文一元禄期の京都における大名貸しの特徴を見ることができよう。<sup>(3)</sup>

- (1) 文部省史料館所蔵。  
(2) 「万覚帳」（三井文庫所蔵史料 追一四一五）。

(3) この枝手形によつて町人相互間で貸付資金を調達する方法は、山口栄蔵氏によつて紹介されているよう近世後期にもみられるが、この種の資金調達のもつとも原型とみられるものは、鎖国以前の朱印船貿易などにみられる投銀による資金調達、出資額に見合う利益金分配、危険分散の目的などにみることができるのであらうか。かつて海外貿易、領主への金融を通して得た莫大な貨幣財産をさらに増殖するためには、鎖国後の状況のなかでは領主への金融を行なう以外にない。こうした事情が大名貸し金融にさいして枝手形を濫発しての資金調達が行なわれたのではないか。近世前期において京都の高利貸資本が重要な役割を果たしていた事情については、このような伝統的な貨幣財産と資金調達の方法によることを考慮において、その特質について検討する必要があらう。

#### 借金証文について

米前金証文、枝手形について、大名貸し関係の借金証文について検討してみたい。ところが第3表をみてもわかるとおり、ここで扱うことのできる借金証文の数は少ない。もちろん証文自体の残り方に問題があるから、それをどうこういえないが、内容についてみていくと、「借用申金子之事」と借金証文の形式はとつているが、明らかに米前金証文との関連で出されたものであり、それらのなかにくるめてみなければならない証文類がある。元禄四年から八年にかけて三枝撰津守、同土佐守への貸付けの事例などがそうである。元禄八年一月のは借銀の利足分の滞りをあらためて証文にしたものであり、その他、「三枝撰津守、土佐守為要用」、「為内用」として、引当てなしに貸付けている。これは米前金証文から「勝手諸事支配」を受けた結果、発生した借金であろう。また京都、大坂の所司代、城代などに在役中の武士への借金がみられる。能勢惣十郎、水野勘左衛門、あるいは大坂町奉行などの証文がそれである。これらは米前金証文との関係がないわけではないが、それよりもむしろ、那波家が京都、大坂に居住しているという関係から、幕府役人への特別の奉仕とみることができよう。また枝手形とは異なるが、甲府宰相、本多飛驒守などへ

の貸付けに、吉文字屋市兵衛、両替又七などが借金証文に添状ないし奥書をして保証している場合のものがある。これらを除くと「借用申金子之事」と題した大名貸し関係の借銀証文は少なく、一件あたりの金額も多い。那波文書のうちの借金証文はこれまでみてきたとおりの諸点を要約できるが、それでも借金証文と米前金証文とを最初から同じものとみるわけにはいかない。たとえば貞享二年の因州松平の「銀子請取米切手相渡申覚」によると、「松平相模守殿江戸賄方入用在之何共致難儀各へ頼入候得共、先年借銀約速相違ニ罷成候故借銀は相調不申、最前無拠頼入米之前銀も大方御肝煎候故、最早米前銀も御肝煎候儀難成段尤至極存候」と記されており、明らかに借金による入用金調達と「米之前銀」による資金調達がいずれも行き詰っていることが述べられている。すなわち、ここでは資金調達の方法として、借金と米前金とが並列して、どちらによるかはそのときの金融市场、返済状況の様子によってとりうることを示しているといえよう。この点を承知した上で、なお那波家の場合は米前金証文による場合が多いことを指摘しておかねばならない。また貞享二年の松平主馬助の「請取申米之前銀之事」という受取手形のうちに「旱損水損其外前後之借銀ニ不構、縦内外如何様之急用有之候共閣右堅約之米急度相渡可申候、只今は借銀をも米之前銀相定様ニ候得共、此銀子は米之前銀ニ被相渡候所分明也」とあって、借金が米前金と同じように取り扱われてきはいるが、この銀高は米前金であって優先されると述べている。ここでは借金は米前金の場合にくらべて差はあるにしても、実質において同一の面を強くもつていてることを示しているといえよう。

### ま　と　め

これまで、寛文一元禄期にかけての、那波家の大名貸しの基本的な性格をさぐるために、米前金証文、枝手形、借金証文などの内容やその相互の連関を、主として証文の形式上の点などから検討してきた。大名貸しの基本的な性格な

どをさぐるには、なによりも鴻池家などに残存する帳簿類の数量的な整理や分析などが必要であることはいうまでもない。那波家にもそのような目録類が毎年作成されていたことはいうまでもないが、現在残っているのは寛保元年の江戸両店（両替店、米店）の店勘定目録（紙数二一丁）のうちの断簡二丁にしかすぎない。そこで、まず残存する史料のうちでもっとも主要な寛文—元禄期の証文類を整理し、そのなかから、どの種類の証文が那波家の大名貸しの基軸になつてゐるかをみてきた。その結果、米前金証文と枝手形とが相互に関連しあつて基軸をなしていること、それらの延長上にいわゆる借金証文があるのではないかという一応の見とおしをたてることができた。つぎにこれらを含めて、とくに那波家の大名貸し経営の基本的特質は何か、という点にしばつて検討してみると枝手形による京都町人相互の金融により大名貸し資金を確保していること、このことと密着して大名への金融形態は、年貢米引当てによる個別のケースでの短期間の資金回転であつて、そこには特定大名の蔵元、掛屋としての恒常的な貸借関係はみられないことであろう。こうした特徴こそ、市場構造、金融形態、領主財政の変質のなかで新たな対応ができずに没落をまねくことになるのであろうか。次章ではこの点を検討していきたい。

## 五 寛文—元禄期における大名貸しの問題点

寛文—元禄期における那波家の大名貸しの、主たる貸付方法である米前金証文の検討からは、米売買への積極的な関与はみられず、年貢米代金の回収に関心があることをみてきた。ここでは、この上に立つて、那波家の高利貸資本として発展する状況を、できるだけ年代的に理解できるようにみていく。

なお、大名貸しの動向を見る前に、那波家は町人などへの貸付けもしているので、これをどう見るかについて判断しておきたい。この大名貸しを除いた町人への貸付証文類をみると、借り入れの理由として「米高直ニ罷成」るため、

生活費の補助を求めている那波家出入の者とか、家守給金を返納するからという借用証文、あるいは屋敷普請の資金などの、那波家との関係から発生する貸付けが目につく。そしてこのなかには、明らかに無利足とみられる証文類がある。またそのほか、寺社関係の借金、そして「久々之浪人故内証指支申ニ付」といった種類の貸付けもみられる。いずれも、積極的な貸付け対象たるものではない。おそらく、那波家としては、なんらかの特定関係から生まれた貸付けであろう。それは貸付けの対象（あるいは借入れの理由）に一定のグループ、理由を見出すことができないからである。もちろん、なかには「商売呉服物之品々売上ケ商物前銀」として貸付けている場合もあるし、田地四反歩を質入れして銀一貫五〇〇目を借り入れているケースもあるが、いずれも継続しておらず、その場かぎりで終つてゐるようである。右のような貸付けであるからといって、すべて無利足とか低利であるというわけではなく、寛文一元禄期の数件の証文に明記してある月当り利率は、〇・八一一・二ペーセントであって、月一ペーセント、年一二ペーセントが平均であろう。

大名貸し以外での町人貸しのおおよそは右に述べた程度しかわからない。この程度の町人貸しでは、那波家の大名貸しに付随して発生したものとみるとしかないのであろう。こうした状況のもとで、那波家の大名貸しの動向、その元利金の回収率はどうであつたろうか。この点を検討するのに万治三年正月「殿達借年々利足不相済覚」という帳簿を検討してみたい。この帳簿の内容は、慶安・承応年間から万治三年までの間に発生した元・利金の返済滞り分をここに記帳し、以後寛文一二年までの間に、時々に返済をうけた分をそれぞれ記入して減額している。これを検討すれば、元金の回収と利金の状況がつかめるであろう。この帳簿に記載されている一九口の大名貸しの元銀高は二三七貫七〇三匁であるが、寛文一一年以前にすでに元利ともに皆済した分、あるいは返済の進行中のものの合計は銀九五貫七七四匁余、これからきりすて分の四六貫一九四匁余を差引いて、寛文一一年の時点で、「年々利足不參候分」として計算

されているのは銀九五貫七三四匁である。これは寛文四年に親常有の死にあい、全財産の分割をしなければならなくなつた九郎左衛門（素順）と弟十右衛門（松斎）はこの「年々利足不參候分」の金額もそれぞれ三対二の割で負担することをきめたときのものだけに、そう不正確なものでないだらう。いまかりにこのように推定した上で財産分割当時の那波家の資産を「町人考見録」にしたがつて七〇〇〇一九〇〇〇貫目とすると、この「年々利足不參候分」の額はきわめて少額ということになる。しかもこの銀九五貫余も多くが返済の進行中であつて、完全に焦付いているといつたものではなく、いざれ回収の可能性あるものとすると、不良部分は切り捨てて高の銀四六貫余のみということになる。この帳簿の個々のケースをみると、戸川土佐守への貸付け銀四一貫三九〇目（四口分）は、いざれも一三カ年の長期ではあるが年賦返済をうけ、寛文九年ころ皆済となつてゐる。このときの元利とも返済銀高は六〇貫三五六匁余である。元銀の四五パーセント余の利足分がついたことになつた。もちろん一〇カ年で元銀だけが皆済となつた場合（松平隠岐守、松平越後守、黒田越前守）もあつて、利足分はほとんど計上されていない例もある。これに対して京極丹後守への貸付け銀二二貫目はまったく返済されないうちに、「けし申候」と記されている。また松平伊賀守への貸付け銀三貫七〇〇目のうち、寛文六年までに二貫四六〇目を返済したが、以後は「堪忍相済シ」と債権を放棄していいる場合もある。その他の事例はとにかく返済が細々と継続されており、那波家の側で債権を保持しており、一〇年から二〇年の長年期となつても返済を期待するという状況がみられている。

万治一寛文期にかけての利足未済分の書上げを整理すると、そこには大名貸しの長年期の年賦返済になつてゐるが、かなりの回収率をみてることを知ることができる。つぎに第7表で個々の枝手形、借金証文に記載されているいわゆる契約利子率の年次的傾向をみておきたい。この契約利子はいうまでもなく予定されているものであつて、実態を直ちに反映しているとはいえない。実際の利子率は契約利子率を下回るとみるのが通説であろうが、いまここでは前

## 寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第7表 貸付契約利子率（平均）

年 代	利 足 高	利 率(月)	年 代	利 足 高	利 率(月)
正 保	10貫目 <sup>ニツキ</sup> 月120日	1.2%	天 和	月1歩1	1.1%
"	10 月120日	1.2"	"	年5歩	0.4
			"	1貫年130日	1.1
明暦(7ヵ月)	1 月 10日	1.0—2.6"			
(以後5ヵ年)	1 年310日		貞 享	10貫120日	1.2
貫目 <sup>ニツキ</sup> 寛文10まで	1 月 10日	1.0—1.2"	"	月1歩	1.0
20	1 月 12日		"	月9	0.9
"	月 1 歩	1.0"	元 祿	月9	0.9
"	月1歩半	1.5"	"	月1歩	1.0
"	1 月 15匁	1.5"	"	月1歩2	1.2
"	1 月 8匁	0.8"	"	月0.75	0.8
"	10 月110匁	1.1"	"	月1歩1	1.1
"	100両 1.2	1.25"	"	月1	1.0
"	100両 1.2	1.25"	"	年7	0.6
			"	10貫100目	1.0
延 宝	月 11匁	1.1"	"	年8	0.8
"	年 1 割	0.8"	"	年1割	0.8
"	年 5 歩	0.4"	"	月1歩	1.0
"	年 1 割	0.8"	"	年7歩	0.6
"	年 1 割	0.8"	"	1貫100	1.0
"	18貫 150目	0.8"	"	1割2分	1.0
"	3ヵ年月1歩	1.0"	"	100両1.3	1.5
"	月1歩1	1.1"			
"	月1歩2	1.2"	宝 永	月1.1	1.1
"	月 9	0.9"	"	1	1.0
"	月 8	0.8"	"	1.1	1.1
"	月 8	0.8"	"	1.1	1.1
"	月9.5	1.0"			
"	月1歩	1.0"			
"	10貫 130目	1.3"			

述した「殿達借年・利足不相済覚」の検討との関連で、寛文期以後どう進展するかという観点からみることにしたい。この表にのっている利子率の数も少ないのであるが、正保・明暦期、そして寛文期の契約利子率はかなり高く、寛文期の八例の平均は一・二ペーセント弱である。ところが、延宝年間の一五例の平均は〇・九ペーセント余となつていて、天和期もほぼ同じ、貞享期は約一ペーセント、元禄期の一五例の平均は〇・九七ペーセントであって、延宝期以降の契約利子率はほぼ同じ傾向を示している。この傾向は鴻池の寛文・延宝期の算用帳から貸出利率を計算した安岡重明氏の、寛文から延宝にかけての平均貸付利率は一・三から一・〇六ペーセントへ遞減の傾向を示していると指摘されていることと一致<sup>(1)</sup>（補注）している。この那波家の延宝期以降における貸出利率の漸減の直接的な理由は、とにかく〇・四一〇・六ペーセントといどの低利率の貸付けがみられてくることによつている。これらの証文類をみると、いずれも長年期の年賦返済分の貸付利率が低率になつてゐることがわかる。このことは、すでに寛文期以前と異なつて、長年期の利子率がかなり低い線で抑えられてきていることを意味していよう。そしてこの契約利子率の表に入つていない長年期の契約利子率が、短期期から長年期の証文書替えにさいして利子率も低率に切り換えられてきていることを十分に推定できる。大名貸しにとつてはこうした低利率でもよいから、とにかく元本の返済を確実にするためにとられた方策でもあらう。契約利子率の寛文期以前とくらべての寛文・元禄期にかけての利子率の漸減をみてきたが、この点を個々の事例で検討していってみよう。

寛文九年一月に、福井四五万石の城主松平越前守は月一分の利子、五カ年切り返済の約束で銀六六貫七〇〇目を那波家から借受けている。この返済状況をみると、寛文九年から同一二年までの四カ年で元銀のうち銀五二貫七〇〇目を返済している。最後の延宝元年は利金だけは入つて元金は精算されず、のちに延宝九年と天和二年にそれぞれ銀七貫目ずつを返済して元金はともかく返済されることになった。この利子の支払い分の合計は寛文一二年までに銀二六

貫一四六匁二分となつてゐる（延宝元年から天和二年までの利子の支払いはない）。元銀高に対しても三九パーセントになる額である。このケースは、とにかく元銀高の返済は行なわれ、利子も支払われているが、その実態は完済まで四年も延びており、したがつて実質的に利子率もかなり低下してゐることになる。この点とともに問題になるのは、元銀高の返済が延期となつた寛文一二年の七月に、松平越前守はさらに銀一三貫三〇〇目を借銀している。ところがこの借銀の元利金の返済はまったく行なわれていない。すなわち返済が順調になされていとき、新たに借りうけ、以後、その新借り分を含めて焦付くことになつたのである。こうしたケースでの借銀焦付きは「町人考見録」にもしばしばみられる。延宝期以降の貸付け契約利子率の低下とともに、こうした借銀返済の打切りがかなりみられてくることに問題があらう。

延宝年間、越後高田二五万石の城主松平越後中将への貸付けの場合をみるとつぎのとおりである。貸付けは三回に分けられ、延宝四年一月の銀二〇貫（年一割、五ヵ年切り）、同六年一月の銀二〇貫（月九厘、五ヵ年切り）、同七年の銀一〇貫目（月九朱、三ヵ年切り）である。これらの借銀は延宝七年の元利支払いまでは契約どおり行なわれているが、三番目の借銀が行なわれた延宝八年は一〇月に三口の借銀の利銀だけが那波家へ渡り、元銀の返済は行なわはず、以後も元利の返済はまったくみられない。この三件の借銀一〇〇貫目に対して、元銀の返済は二四貫目、利銀は一七貫八〇六匁に達しただけで打ち切りとなつてゐるのである。こうした返済の打切りがしだいに増えてくることは、「大名かしの問屋」である両替善五郎に象徴される京都の高利貸資本にとって大きな打撃を与えることになつた。すなわち資金調達が枝手形の発行などによる京都町人相互の金融によつてゐるため、返済打切りの影響は単に領主との間に直接的関係にあつた町人だけに止まらず、枝手形をうけて資金を供給した町人に対しても波及し、全体的な資金供給力を弱めていくという結果が生じてくるのである。さらに実際の年貢米販売にはほとんど関係しない立場にあるとはい

え、この寛文・延宝期以降での、年貢米の大坂への集中、それにともなつて流通・金融機構の整備がさらに促進されることなど、京都の流通・金融機構への影響をみることもできよう。

(1) 安岡重明「前期資本の蓄積過程[1]」(『同志社商学』一二ノ二)。

(補注) 寛文一元禄期にかけての那波家の大名貸しの貸付け利率をみると、鴻池家との慎重な比較が必要であろう。那波家についてみると、これまでみてきたように、延宝期以降での長年期の年賦返済の低利率をみてきた。この点はいわば大名財政との関連をみなければならないが、この時期の鴻池研究のなかには、寛文期における鴻池家が、商取引から手をひき、大名貸しに專業する営業方針が打出されていく理由との関連で、商人、農民に対する貸付けより、大名貸しの方が有利であって、すくなくとも一八世紀中葉においては大名貸しからは一件も損金が出ていない、としている(安岡重明「日本における財閥の原型」、同志社大学『社会科学』一一三、四号)。一八世紀中葉における大名貸しが安全な投資対象であったかどうか、問題は今後に残されていようが、鴻池家の研究のなかには、明らかに算用帳、諸払のうちには、貸付け・為替に関する損銀の計上がみられているし、また「別帳」という帳簿の性格についても、古債を整理するにあたって、回収困難な貸付けを正式の算用からはずし、その運用を行なつたものとみている(安岡重明「前期的資本の蓄積過程[2]・四」、「同志社商学」一二一三、四号)、などの点から、納得しえない。単に大名貸しから損銀が出ていているかどうかということだけでなく、大名財政の段階、金融市场の性格などという体制的な状況との関連を追求し、そのなかで寛文一元禄期における商取引を含む経営から、大名貸しの專業化という展開のコースの性格が把握されねばならないのではないか。前述したとおり、那波家の寛文一元禄期における貸付け利率の低下、債権焦付きの点をみてきた観点から、鴻池研究に対する問題点を指摘しておきたい。

このように大名貸し経営の問題は、内部的な構造自体にあるとともに、延宝期以降での外的条件、すなわち領主財政や市場構造の問題から検討する必要があるといえよう。そもそもはじめよりは、大名自身が領国を經營していく上にとってどうしても中央都市経済へ依存することと、中央都市へ生産物地代部分を販売して全国貨幣を取得し、それで領国經營と江戸、大坂での經營を維持することにある。ところが支出面の増大に比して地代部分の収奪が伴わず、領

主財政は幕藩制の初期の段階よりたえず赤字の状態がおこり、その部分は中央都市町人からの借財によって賄い、からうじて領主財政を維持していっているのである。この幕藩制の経済構造の矛盾の一つの現われである「蔵米と借銀」について、佐々木潤之介氏は、それが発生する事情を、(1)蔵米の販売時期の限定されていてこと、(2)年貢米量の変動がしばしばみられること、(3)この地代部分の収奪の不安定さにもかかわらず経常的収入の必要があること、(4)幕府からの臨時課役に応じなければならないこと、(5)大名の必要経常費の増大がみられること、という諸点をあげ、このような状況のもとで、大名は商人から日常的に借銀せざるをえないものであるとしている。このように幕藩制の成立当初から、その構造自体のもつ矛盾から幕府（中央都市）と大名の間に借銀関係が必然的におこらざるをえないのだとうことを理解しなければならない。その間の事情を具体的に延宝期から元禄年間にかけての秋田佐竹氏の場合についてみてみよう。

佐竹氏は、寛永末年以降の鉱山収入の激減と歳入分の伸び悩みによる財政収入の減少傾向に対し、支出は漸増の傾向にあり、とくに幕府関係の臨時出費（普請等）が、当初からの江戸入費分の赤字を増大させていった。これは延宝三年の全借財銀一九二八貫余（うち「京都長借分」、「京都納崩分」合計銀九五三貫余を含む）に達していた。この解決のために、年貢増徴、知行役銀の徴収、河口出役銀の増徴、上方から移入商品に対する割付け銀（入荷役）の徴収、領内から借銀などによって領外の借銀を返済しようと企図されたが、依然とした支出面の増加によって、財政はいつも好転しなかった。延宝八年の全借財高は銀五〇〇〇貫に近い。この返済のために「京都之分」銀一〇〇〇貫目を「是は酉之春より庚ヶ年ニ御米壹万石宛被遣、五ヶ年ニ而納切候筈」と予定するとともに、残りの借銀を知行借上げによって五ヵ年間で返済することにした。ところがこの間に將軍代替り、藩邸・別邸の焼失にあい臨時の出費によつて財政はいつそう窮乏するにいたつた。これから天和・貞享期にかけてとられた財政糊塗策は、京都町人からの廻米

(受米)引当ての前銀(敷銀)によつてであつた。この受米に關与した京都町人は宇野了元、雜賀屋長兵衛であつて、『秋田縣史』は延宝八年から天和三年までの受米の契約当初において銀三〇〇〇貫目ちかくの敷銀を受取つてゐたとみてい。國元、江戸での支出高がつねに収入高をこえてゐる仕組みにおいて、領主側はたえざる儉約令のみならず、たえず年貢(蔵入分)増徴、知行借上げ、知行役銀の徵収、あるいは流通過程での役銀の増徴などによつて財政の建直しをはかるがいざれも十分でない。一時的であつたかもしけないが、結局は銀数千貫目の借財に依拠しなければ財政危機をのりきれないという状況を理解しなければなるまい。つぎに示すのはいま述べた借銀関係のうちの一史料(那波文書)である。

「佐竹右京大夫様

高式百貫目  
諸米酉六四年納

字野了元老枝」

各申合今度秋田佐竹右京大夫様江御受米爲敷銀千貫目指上ヶ申内へ其方銀式百貫目御加也、右之趣は秋田城米壹万石宛來酉年々子ノ年迄中年四ヶ年之間於秋田受取申定、右壹万石之内六千石宛上納米残而四千石宛運貨欠米ニ受取申定、右之敷銀千貫目ニ付考ヶ年ニ式百七拾貫目宛四ヶ年之間請取申定也、右大坂廻り海上之儀其外諸事之定右京大夫様御裏判ニ候、家老梅津半右衛門殿并田中三左衛門殿表判之御証文壹通其方へ爲見申此方ニ預リ置申候、敷銀運貨欠米請取申砌は互ニ立合銀高ニ割付分取可申候、為後日仍枝手形如件

延宝八年申霜月晦日

那波素順老

この枝手形の内容についてはあまり説明する必要もないだろう。これと同じ枝手形の内容を整理して第8表にした。この表をみて注意されるのは、右の敷銀、運貨欠米の受取り状況についてである。それはこの枝手形の発行の最後のものは貞享元年一月であるが、この枝手形の発行と同時にこれまでの枝手形の当年分の「敷銀之戻リ銀」、「御請米之運貨米欠米」を受取つて以後どの枝手形も入銀をみていないことである。すなわち、延宝末年から天和期を経て貞享元年に至る間の京都町人(大名貸し)から佐竹へ廻米引当ての敷銀の返済はストップし、お断わりをうけたのであ

寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第8表 秋田藩貸付け明細表

	秋田借銀額	うち那波分	出資比率	引当米高	うち運賃欠米分	貸付年限	1ヵ年宛返済	返済予定総額
延宝 7年11月	300	66	22	3,000	1,020	5	82 500	412 500
8年11月	1000	200	20	10,000	4,000	4	270	1080
"	700	154	22	7,000	2,380	5	192 500	962 500
天和 2年11月	300	51 500	17	3,000	1,410	4	81	324
"	50	8 600	17	500	200	4	13 500	54
3年12月	345	85 700	25	3,450	1,656	4	93 150	372 600
貞享 1年12月	560	97 981	19	5,600	2,688	4	151 200	604 800
"	560	97 981	19	5,600	2,688	4	151 200	604 800

同上貸付け返済状況

	延宝 8年	天和 1年	天和 2年	天和 3年	貞享 1年	貞享 2年
延宝 7年（那波66貫）銀	貫 18 150	貫 18 150		貫 18 150	貫 18 150	
米	石 斗 224 4	石 斗 224 4		石 斗 224 4	石 斗 224 4	
延宝 8年（那波200貫）	貫 54		利 13	貫 54		
	石 800			石 800		
延宝 8年（那波154貫）	貫 42 350		石 斗 523 6	貫 42 350	貫 42 350	
	石 斗 523 6			石 斗 523 6		
天和 2年（那波51貫500）		貫 13 905		貫 13 905	貫 13 905	
		石 斗 242 5		石 斗 242 5		
天和 2年（那波51貫500）		利 1 118		貫 2 322		
				石 斗 34 4		
天和 3年						
貞享 1年						
"						

る。この未済銀高はこの表にみえるだけでも銀四二四貫余になり、その後享保一〇年の「諸方申立之覚」では銀九三〇貫目に近い巨額になつてゐる。いまこのお断わりをうけた直接の事情について知ることはできない。佐竹は右の巨額な借銀の返済を中止することによつて財政困難の状況を緩和し、その後、別の資金力のある大名貸しと新たに関係を結び、そこからの融資に期待することになる。『秋田県史』は「元禄三年には、またもや『近年内証御不如意之上相続大分之御物入共有之、然に当年夥敷御金不足』と家中へその財政難を通達し、その協力方を要請しなければならなかつた。当時の借金一六〇、〇〇〇兩余、江戸入用四〇、〇〇〇兩余であり、三年から四年までの不足金も二五、〇〇〇兩余と見積られている。このため大坂町人高岡重政、同吉右衛門、江戸町人三谷勘四郎、福田善兵衛を御用町人として知行を与えて、金策に当らせる」(同書五四六ページ)ことになったと記している。元禄初年の金策には、すでに京都町人の那波の名はいうまでもなく、宇野了元、雜賀屋長兵衛の名すら出てこない。それに代つて抬頭してきたのが大坂の金主であつた。しかも単に貨幣貸付けでなく、大坂での年貢米販売とかかわつてゐることは軽視できない。佐竹は、元禄七年から強力な財政政策を実施し、ついに財政事情を好転させることができたのである。それは商品貨幣經濟の發展に伴う諸役・運上の増加、増徴や銅山直営による収入増加がその一つである。それと密接にからんで、資金供給を京都から、年貢米販売と直結する大坂へ切りかえたことが注目される。

元禄期における佐竹の財政好転の基本的な条件は、諸役銀等の財政収入の増大と年貢米販売と直結する融資先の安定化にあつた。これとともに、つぎのような相州小田原の城主大久保加賀守の元禄初年における財政改革の事情——なかんずく、借銀返済と貨幣改鑄の関係にも注目しておかねばならない。<sup>(3)</sup> 小田原大久保氏の所領は全部で一〇万三一二九石余で、その内訳は、播州印南・加西、多可三郡のうちで一万九二四六石余、相・駿・豆三カ国のうちで六万七一一石余、野州芳賀郡で一万六六七一石余である。この三カ所の所領の財政的関係はつぎのとおりである。(1)播州

所領の年貢米収納分は、大坂で換金化し、大坂蔵屋敷の経費、借銀返済分を差引いた残額を小田原へ廻す。(2)相駿・豆三ヵ国からの年貢米収納分はそれを上廻る家中への扶持米に費消され、また小物成、大坂からの現金部分は借金返済、江戸屋敷への送金などに支出されている。(3)野州の年貢米は江戸屋敷の扶持米支給と残りは売米されて貨幣となり、小田原からの現金と合して江戸藩邸の支出を賄う。この財政の仕組みのもとで、貞享・元禄初期に大量の借銀(約二四万兩余)が大坂、領内(小田原)、江戸で累積している。大坂は銀一八二三貫、江戸は金五万四六七四両、ほかに「西ノ本」借金が一四万五七二九両、小田原は一万一二七二両である。小田原での借金の主な特徴は、家中からの借金七六二六両である。江戸での借金は明記されない分が多く、「西ノ本」は京、大坂から四万一三四五両余、小田原から一万六七〇両余、江戸から九万三七一三両余で、この性格はよくわからないが、酉年(何時か不明)での臨時出費のための借銀であろう。つぎに大坂での借銀一八二三貫の内訳をみておこう。

## 一銀四拾貫八百八拾目

未ノ年京大坂御借銀三百四拾貫目、酉ノ年利足済方月壱分毫、但本銀は年々御借替、此内百貫目は井川善五郎、辻次郎右衛門知本居り

## 一銀四拾貫七百四拾九匁三分三厘

午ノ年京、大坂、播州、御借銀済、残リ五百八拾武貫百三拾三匁四分、未ノ七分利に御断、酉暮利足済方

## 一銀拾九貫九百六拾五匁三分四厘

京、大阪、播州にて、子より已ノ年迄御借銀済、残六百六拾五貫五百拾壹匁六分三厘、未より三分利に御断、酉暮利足済方、但御家中分にして御借用共

## 一銀武貫六百四拾目

寅ノ年辻次郎右衛門前御借銀之内、二十貫目弟坊主学文料之由、御断之時分も段々願申候に付定之、利足月壱分毫被下候間、酉暮利足

一銀壱貫七百五拾目

嵐屋次郎左衛門寅年御借銀済、残り五貫式百五拾目、未ノ三分利御断之処段々願申候ニ付申より無利三年済に成候、申暮三分老済 残三貫五百目之内、西暮済方分

一銀式貫七百四拾五匁六分内二貫四百目三百四拾五匁六分利足 淀屋善右衛門前より巳ノ夏元銀十二貫目、利足月壹分二にて、巳より五年納崩に、御家中御借用分ニ相調候、巳午兩年定之通相済、残本七貫二百目、未より三歩利に御断之処段々断有候に付、定之通御済被下候、未申済方は、西ノ春相済、残り式貫四百目之元利、西ノ暮皆済

一銀六百式拾四匁七分四厘

京大坂古御借銀、申より十五年賦に卯年御断置被成候、本銀式百式拾貫八百式拾式匁七分五厘、又申より御断にて、三分利程、申より年々本済に成申候、申ノ暮済、残り本式百拾四貫百九拾八匁壹分四厘之内、西暮本済分

各項目の頭記の銀高は借銀元高に対する支払利足分を示している。これらの借銀には京都の井川（両替）善五郎、辻次郎右衛門、大坂の淀屋善右衛門らの名がみえている。また元禄四年に「御断」りが出て利率が低下していることなどが文中から読みとれよう。この借銀に両替善五郎の名が出ているが、那波家も両替善五郎の枝手形を受けて出資している。貞享元年六月に銀二五貫目を「大久保加賀守様御取替銀」として貸付け、「但利足ハ月壹分当暮る利足計申渡シ、元銀ハ來年丑ノ暮る辰ノ暮迄四年元利御替済之定」とあるから、元禄元年で元利ともに皆済のはずである。ところが、元禄三年までに元利の返済高は一一貫余で残り元銀は一四貫目である。また利銀は五年、六年の両年に四二一枚余ずつ渡されたにすぎず、以後はまったくない。また元禄三年四月に両替善五郎をとおして銀四貫目を「大久保加賀守様江御米前銀ニ御取替」えている。この契約利率は月一分一である。この返済も同年暮に元銀八〇〇目と利銀五二八匁が渡されたが、五年、六年には元銀の戻りはなく、ただ「年七ノ利足ニ相定申」と付記されて、それぞれ銀二二四匁ずつが渡され、以後は元利ともに支給されている様子はない。那波家自体では銀高は少ないから問題はないだろうが、大久保氏や大口の債権者の両替、辻、淀屋にとって、根本的な対策の樹立が必要となり、そこで「元禄

四末ノ年、江戸・小田原相談之上相伺究し候、未より卯年迄九年之間、御台所土台帳之内に有之候、丑寅両年八千五百兩づゝ出金差止、御取続可有之哉と、当酉ノ春又々相談にて、右出金なしに相究め、この方針によつて、借銀の返済が行なわれていつたのである。この借銀返済の年代に特色がみられる。たとえば返済の最初の年は「酉ノ本」と小田原にやや多くみられるが、各地への返済はほぼ一定の比率の利銀が計上されている。ところが八年以後はそれまでの返済の額と異なつてきている。大坂では八年の払方が銀一一四貫八五九匁余であったが、翌九年は元銀分の返済も含めて銀二三三貫五三二匁余と倍近い返済が行なわれている。江戸も八年が二二八一両から翌年は一万両近く支出し、借銀の半分ないし三分の二を一挙に返済して、皆済としているものもある。この時期にもつとも返済の多くなつたのは「酉ノ本」借金で、八年が一八七三両であるが、翌年は一万九〇八八両を支出し、主として京、大坂と江戸の借金分を返済している。総計でみると六一八年の三カ年で二万四九三八両の返済が行なわれているが、九一一二年の四カ年は実に七万一七八両の返済が進んでいる。この変化はいうまでもなく、元禄八年からの貨幣改鑄の結果により返済が容易となつたためであろう。

これまで、京都の大名貸し町人（那波家）と秋田・佐竹家、小田原・大久保家との貸借関係の動向をみてきた。延宝一元禄期にかけて那波、宇野、両替（井川）らの京都町人たちはいずれも返済の打切りをうけ、一様に大きな打撃をうけたことになろう。これはさきにみた延宝期以降での契約利子率の低下傾向、とくに長年期返済への切換えにさいしての利率低下の傾向をこの返済打切りの状況と関連させてあわせて理解することができよう。このように京都の大名貸し町人たちにとって貸付け条件の悪化がみられた時点で、元禄八年の貨幣改鑄が行なわれたことは注目すべきである。この貨幣改鑄によつて、領主財政は一時的ではあれ、京都、大坂の大名貸し町人の借銀を多く返済することができ、財政を健全化することができたのである。またこの貨幣改鑄によつて、大名貸しなどの高利貸し町人はどういう影響

をうけたのか、那波家などにはその間の事情を明らかにすることはできない。ただ大坂、鴻池家のこの時期の利子収入は明らかに増加しているという指摘があるところから、この貨幣改鑄は領主のみならず高利貸し商人にとつても有利な条件となつたことを意味していよう。しかし、この貨幣改鑄が高利貸し資本一般に有利に展開したとはすぐいえない。それを受取る町人の側の変化、すなわち前述した領主米市場の大坂への集中などによる京都の大名貸し町人の立場の弱化があつた場合、ただちに有利になるとはいえないだろう。

- (1) 佐々木潤之介『大名と百姓』、北島正元編『政治史II』のうち佐々木潤之介執筆の第三章。
- (2) 以下、『秋田県史』第三卷近世上による。
- (3) 以下、「小田原領明細調四」(『二宮尊徳全集』第一二巻所収)。

## 六 正徳・享保期における大名貸しの問題点

元禄初年における領主財政好転の事情を秋田・佐竹氏に、また同時期における借銀返済の事情を小田原・大久保氏についてみてきた。この事例で注目すべきは元禄八年の貨幣改鑄を大きなテコにして、幕藩制にとっての構造上の矛盾たる借銀政策を、一時的ではあっても解消する方向へ指向したことであろう。これは大名貸し町人にとつて、債権回収の意味で有利な条件が生まれたことになるが、同時に実質的な貨幣価値の低下、財政整理とともに旧債切りまでの動きもありえたのである。さらにまた重要なことはその過程で秋田・佐竹家の場合のように大坂などの新たな大名貸し町人の抬頭、進出をまねいたのであつた。那波家にとつては、元禄期ころからすでに前述した秋田・佐竹への巨額な焦付きなどがおこり、大名貸し資金の回転にかなり支障をおこしたであろうが、まだ表面的に継続しえたのである。しかし、宝永・正徳期にいたつて、米前金証文、枝手形などによる新たな貸付けはほとんどみられなくなり、経営の下降傾向は必至ともいえる状況となつていた。結果的には最後の動きで、決定的な打撃をうけることとなつた

正徳五年からの奥州盛岡・南部家への大名貸しは、このような状況のもとでおこったのである。この大名貸しの結果は、享保一〇年で金五万七〇〇〇両の「仕送り金滞残高」となったのであるが、これだけの金高となつた直接的な原因は、後述するとおり引当てになつてゐる南部からの年貢米が当初の見込みどおり入らなかつたからである。それとともに、享保初年から急速に南部家への貸付け金が焦付きはじめる時期に、ちょうど正徳金銀への切りかえによる金融梗塞がおこり、経済界に大きな影響を与えたはじめ、那波家の資金調達もしだいに困難になつてきた。すなわち「世上一統金銀詰故、聊成急御當用金も漸相調」とか、また「京大坂も世上一統差問候ニ付調候術も一切無之」（享保六年一月）という悪条件がおこつたのである。そこへきて「南部殿よりは米にて年々相渡り申約諾いたし置候といえども、此米もまいらず、最初年よりの借り方年賦渡し銀差支」（「町人考見録」）えたために、資金ぐりに困難を来たすこととなつたのである。この間の事情は、さきにみた元禄八年の改鑄とまったく反対の性格のものである。結果的には、那波家にとって決定的ともいえる打撃を与え、ついに大名貸しの運用に支障をきたし手をひくことになるのである。元禄一享保期における那波家の動向にうかがえるように、京都町人の大名貸しは、数度の貨幣改鑄に強く影響されていたといふことができる。このことは前にみたとおり那波家の大名貸しにさいしての貸付けの証文が、米前金証文、枝手形の形式をとっていること、すなわち京都町人相互からの資金調達、現米売買の過程で利益をうるのではなく米代金を担保にしての前金融通であること、すなわち商業資本的性格の弱い、まったくの金融業者であることの故に、貨幣改鑄の影響をとくに強く受けざるをえなかつたといえよう。京都町人の大名貸しの特質から、貨幣改鑄の影響も大きいが、なおその特質からくるもつとも大きな問題として、米の市場構造の変化、すなわち、その大坂への集中にともならう大坂町人の年貢米販売への関与、大名貸し金融の独占的地位の確立、京都町人の排除、没落がみられることであろう。那波家の場合は前にかんたんに述べたように大坂、江戸に出店を設け、とくに江戸に重点を置いて、こうした

事態の変化に対応していかざるをえなかつた。それにもかかわらず那波家は失敗したのである。

ここで京都を中心とする米の流通をみると、主たる流通経路は、北陸・奥羽諸藩から敦賀、小浜を経て大津へ運ばれ、そこから京都、奈良、大坂などの大都市へ販売されていったのである。この過程で重要な役割りを果すのは敦賀、小浜と大津の市場、商人である。第3表の米前金証文の表をみても、大津の蔵屋敷、蔵元で貸借関係を精算するケースが目につくのも、まさに京都の大名貸し町人と大津の米市場、商人たちの密接な関係を示していよう。承応・寛文期には年間約一〇〇万俵近い領主米が敦賀、小浜に入津していることが明らかにされている。ところが延宝—元禄期に敦賀入津米などは急速に減少し、やがて六〇万俵から一五万俵へと急減する。そして元禄末年から宝永期にかけてその減少もストップし、以後文化年間まで米の入津量に変化はなくなる。このような寛文から元禄期にかけての米入津量の急激な減少の理由は、寛文一二年の西廻り航路の開発にともなって、直接に大坂へ運ばれることができたためである。大坂が奥羽・北陸諸藩と年貢米販売、金融面に直接関与しうる体制ができ上がることによって、敦賀、小浜、大津の市場、商人たちは直接の打撃を受け、地方市場的性格は残しながら、かつての繁栄を失つていったのである。この変化はまた那波家をはじめとする京都の大名貸しにとっても影響を与えたことは推測するに難くない。那波家などは直接に米売買にタッチしていないからまだその影響は少なかったとはいえるが、前に述べるように、大坂へ米が集中することによって、これら諸藩と大坂町人の蔵元、掛屋の販売・金融面が次第に独占されていったこととの面の評価を落すわけにはいかない。元禄一〇年の時点での大坂への領主米の入津状況を第9表に示しておいた。またこの時期の蔵屋敷の数も増加しており、後の「天下の台所」としての性格をはつきりと出してきている。こうした状勢に対応して、那波家も大坂に出店を設けた。前述した壺屋善兵衛名義の店がそれである。この壺屋は享保六年に「今般新店相構名代壺屋善兵衛名目引移直ニ店預ケ置支配役申付」<sup>(4)</sup> けられたのである。もつともこの大坂出店の設

## 寛文一元禄期における大名貸しの特質（松本）

第9表 元禄期、大坂への諸家為登穀数

諸 家	石高	品 質	為登米高	そ の 他
松平右京太夫（西条）	30	（中 米）	2,000—3,000	
松平讚岐守（高松）	120	（上々米）	30,000	生餅小豆
松平出羽守（松江）	186	（中 米）	35,000—40,000	
松平淡路守（徳島）	257	（中之上米）	8,000—15,000	
加賀宰相（金沢）	1,022	（上 米）	20,000	
松平大蔵大輔（富山）	100	（上 米）	10,000	
松平薩摩守（鹿児島）	729	（下 米）	50,000—70,000	琉球米5,000石赤米大分
島津左京（佐渡原）	37	（下 米）	6,000	赤米大分、大豆少シ有
伊達遠江守（宇和島）	70	（米）	10,000—30,000	赤米、大豆、小豆、胡麻 4,000—5,000石
伊達金之助（吉田）	30	（中 米）	5,000—6,000	生餅、大豆
細川越中守（熊本）	540	（上 米）	40,000—60,000	右之内大豆7,000—8,000石 赤米、餅、麦
松平肥前守（福岡）	530	（上中下米）	50,000—70,000	大豆10,000石
黒田甲斐守（秋月）	50	（米）	5,000—6,000	大豆、小豆、餅米
松平安芸守（広島）	370	（中 米）	25,000—50,000	
浅野土佐守（三好）	50	（中上米）	2,000—3,000	大豆少上、紙少上ル
松平大膳太夫（萩）	369	（中上米）	60,000—70,000	
毛利甲斐守（長府）	50	（中 米）	10,000—13,000	餅米有
毛利飛驒守（徳山）	50	（中上米）	7,000—8,000	外ニ紙
毛利内膳（清洲）	20	（中下米）	2,000—3,000	下米大豆4,000—5,000石
吉川内蔵之介（岩国）	60	米穀不登		紙
松平信濃守（佐賀）	357	（上中下米）	40,000	赤米10,000石
鍋嶋紀伊守（小城）	74	（下 米）	6,000	
鍋島摂津守（蓮池）	52	（下 米）	4,000—5,000	
松平伯耆守（鳥取）	320	（中、下米）	30,000	
松平伊予守（岡山）	315	（上 米）	50,000	赤米10,000石
亀井隱岐守（津和野）	43	（下 米）	5,000—6,000	紙10,000
松平土佐守（高知山）	220	米穀不登		材木大分上ル
有馬中務大輔（久留米）	210	（中、下米）	15,000	大豆5,000石
佐竹右京大夫（秋田）	205	（下 米）	40,000—50,000	
森美作守（津山）	186	（中 米）	40,000—50,000	
松平隱岐守（松山）	150	（中 米）	30,000—40,000	
松平駿河守（今治）	40	（中下米）	8,000—9,000	
榎原式部大輔（村上）	150	（中下米）	10,000—20,000	
小笠原遠江守（小倉）	150	（中、上米）	30,000—40,000	赤米大豆アリ
小笠原修理太夫（中津）	80	（中 米）	34,000—35,000	内大豆小豆赤米有
水野美作守（福山）	100	（上々米、大豆）	10,000	

諸 家	石高	品 質	為登石数	そ の 他
立花飛騨守(柳川)	109	(下 米)	10,000 石	中米, 大豆, 赤米10,000石
安藤対馬守(松山)	65	(上 米)	10,000	
稻葉能登守(白杵)	50	(中 米)	5,000— 6,000	大豆小豆有
大久保加賀守(小田原)	113	(下 米)	10,000	生餅5,000石
松平主殿頭(島原)	70	(島原米大 豆)	10,000	豊後米12,000石
土井周防守(唐津)	70	(中, 下米)	10,000—20,000	
松平周防守(浜田)	50	(下 米)	5,000— 6,000	紙銀大分上ル
松平志摩守(城築)	33	(米)	12,000—13,000	内大豆小豆, 赤米, 餅米,
松平対馬守(豊後府内)	22	(中, 上米, 大豆)	5,000— 6,000	黒豆有
石川主殿頭(淀)	60	(地米上々)	2,000— 3,000	
石川主水正(勢州神戸)	20	(地米上々)	5,000— 7,000	
中川因幡守(竹田)	74	(米)	10,000	大豆10,000石
松浦老岐守(平戸)	63	(米高, 大豆, 小豆, 小麦等)	18,000—20,000	
脇坂淡路守(滝野)	53	(中, 上米)	10,000	
溝口信濃守(新発田)	50	(中下米)	15,000—16,000	
牧野因幡守(田辺)	35	(米)	12,000—13,000	
秋月長門守(日向)	30	(中下米)	5,000	赤米大分
木村因幡守(木村)	27	(下 米)	2,000— 3,000	
相良遠江守	22	米穀不登		麻布, 麻皮上
五嶋万吉(五嶋)	12	米穀不上		塩魚, 鹿皮上ル
久留嶋信濃守	12	米少シ上ル		赤米大豆, 小豆2,000— 3,000石上ル
建部内匠頭(播州林田)	10	(上 米)	3,000— 4,000	
鍋嶋備前守(肥前)		(米)	4,000— 5,000	
京極縫殿(丸龜)	63	(上 米)	5,000— 6,000	米3,000—4,000石又上小麦
加藤遠江守(大洲)	50	(摂州地尻 米)	3,000— 4,000	大分上ル
加藤右京(伊予新谷)	10		1,000	
加藤佐渡守(壬生)	25	中米大豆上 ル		
伊東出雲守(日向飫肥)	51	(中 米)	8,000—10,000	内上々赤米大豆, 小豆, 大 麦小麦も有
伊藤民部(備中川池)	10	(中 米)	3,000— 4,000	
仙 石(出石)	50	(中 米)	3,000	大豆小豆有
木下肥後守(備中芦宿)	25	(米)	5,000— 6,000	
木下右衛門佐(豊後日出)	30	(上 米)	7,000— 8,000	大豆, 小豆, 小麦
一柳土佐守(播州小野)	10	上米上餅米 上ル		
一柳兵部少輔(伊予小松)	10	(中米大豆)	2,000	
(合計)			929,000	—1,150,000

置は、享保六年がはじめてではないであろう。すなわち、元禄一〇年の『国花万葉記』摂津の部にみえる蔵元、掛屋の名前の中には、つぎのような京都町人の名を見出すことができる。

藏本

松平若狭守直明	播州明石	七万石
京 但手代有	秋田屋道明	
伊達遠江守家昭	伊予宇和島	七万石
京 丁子屋市兵衛		
伊達金之助 伊予吉田		
(京) 丁子屋市兵衛 (兼銀掛屋)		
松平肥前守綱政 筑前福岡	五三万石	
京 大文字屋三右衛門		
京 大文字屋五兵衛		
黒田甲斐守長重 筑前秋月	五万石	
京 三木権兵衛		
同出見世 (兼銀掛屋)		
松平大膳太夫吉広 長門萩	三六万九千石	
京 三木権太夫		
三浦庵岐守 日向県	二万三千石	
京 なばや九郎左衛門手代		
榎原式部大輔政倫 越後村上	一五万石	
京 京油小路 ひのや甚太郎 同又右衛門		
津輕越中守信政 奥州津軽弘前		

掛 京 丁子屋市兵衛

加賀宰相綱紀 加州金次 一〇二万石

京 吉文字屋 井川善六

伊達遠江守家昭（以下前出）

松平安芸守綱長 安芸広嶌

三七万石

京 辻次郎右衛門

松平大膳太夫（以下前出）

京 大黒屋善四郎

脇坂淡路守安照 播州竜野 五万三千石

京 日野屋平兵衛

元禄年間における京都町人の大坂での出店はほぼ右のような顔ぶれを確認できる。那波家でも「手代」扱いで蔵元業務を引受けっていたが、享保初年にあらためて壺屋名義の店を設けたことになる。その後安永六年の「難波丸綱目」などを見ると、こうした蔵元、掛屋のなかに京都町人の名を見出すことはまったくできない。大勢として京都町人の大坂での蔵元、掛屋は消滅してしまってよいだろう。こうした過渡的な立場にある大坂出店は、これまでの京都での機能に加えて蔵元的業務を強く打出しながらも那波家の経営を強化することができなかつたといつてよい。以下この点の内容を正徳五年正月播州出石の仙石氏との間の定証文によつてみてみよう。この史料には「仙石越前守勝手向相改、江戸、京、大坂、播州借金不残年賦断相立、其上僨約相改、江戸屋敷并在所入用委帳面ニ相記申所、向後入増無之様堅申極メ申越少茂相違無之候、依之江戸屋敷入用仕送頼入申処用立可給之由致大慶候、然上は時々役人

証文差出可申候間金高定之通御取替可給候、返済之儀は当秋出石米七千石、播州加東、加々田両郡之米三千石初納より段々相渡可申」とある。これまで那波家は、仙石家へ宝永三年と同四年に銀三五八貫余、金一五〇〇両を貸付けている。そこへこのように江戸屋敷入用の仕送り銀の調達を命ぜられることになったのである（別の条項には「江戸仕送出石入用之分費殿江相頼」とある）。この「定証文」がつくられた直後に仙石家は那波家の江戸店を経て江戸屋敷への為替送金をしている史料もある。この過程で那波家が仙石家へ調達した金高の返済は右に述べたとおりで、播州米一万石の引当となつており、この蔵米を売払い、「代銀之内江戸仕送元利并右定之雜用一式勘定被相立候上ニ、残銀有之候は返納可被下候、若又不足在之候は此方より銀子相渡不足無之様ニ勘定相立可申」と定めている。このとおり仕送り銀の精算ができれば問題はないが、やはり那波家の持出しとなり、享保七年一二月には「当座御用立」がなされ、また「此外ニ新銀百貫目余御當用仕送リ銀滞御座候、証文差引相済不申」という借銀が残っているのである。とにかくこの正徳五年には、これまでの大名貸しが個々のケースで、その証文限りに精算されていたのであつたが、ここでは仙石家の江戸屋敷仕送り銀の調達を引受け、しかもそれが右に述べたようにしだいに累積され、焦付いてきているところにこれまでとのちがいをうかがうことができよう。那波家の大坂出店で、この仙石家と同じような関係にあつた大名がどれくらいあつたかよくわからない。しかし前掲の第1表の享保一〇年現在での諸家への貸付状況をみると、さういふ南部大膳亮（「仕送り金滞残高」）、酒井雅楽頭（「年々御用立金」）、本多唐之助（「元禄六年分より享保七年迄追々御用立」）といった数件しか数えることができない。このうち南部は後に詳しく述べるように那波家の江戸店との関係であり、酒井は地理的にみても大津の可能性が強いが大坂か江戸ということも考えられる。本多の場合にはほぼ大坂出店との関係が深かつたとみることができる程度であつて、いわゆる瀬戸内・九州、さらには北陸・奥羽諸藩との結びつきを深め、大坂店を強化することに成功していない。大坂出店を強化し、貨幣財産の減少、米市場の中心からの遊離と

いう不利な条件を克服しようとした那波家も、その思わしくない状況のもとで、全資力をあげて取組んだのが仙石家と同じく正徳五年の一月から江戸店（綿屋作兵衛名義）での南部家との取組みであった。南部家への貸付け額は第2表でもわかるとおり、全貸付高の四分の一強にものぼる額を一〇ヵ年ほどの間に調達したことから考へてもその重要性を知ることができよう。

江戸駿河町の出店、綿屋作兵衛店について詳しいことはわからないが、元禄三年に江戸本両替仲間に加入していることが「両替年代記」でわかる。この綿屋店の営業内容はおそらく京都、大坂の諸家、諸町人からの下り為替を受けての支払い業務、また江戸周辺の諸家への大名貸しなど、たとえば駿府の三枝撰津守などへの貸付けを行なっていたと思われる。この江戸出店は大坂出店とともに元禄期ころからしだいに重視されてきて、それまでの京都での大名貸しの業務が江戸、大坂で行なわれるようになつたことがそれを示していよう。前述した大坂での仙石家について正徳五年一二月に南部大膳太夫との間に、「藏元定証文」を取交わしている。那波家にとっては、当初この藏元を引受けたなく、「所々用事……數多ニ付」と断わつたが、その後やむをえず「用立金子は為登穀高に応じ差出し、その年切ニ勘定差引相済堅約」することで藏元となることを承諾したのである。ここで那波家の藏元としての性格を見るためにも、右の「藏元定証文」の全文をつぎに示そう。

#### 藏元定証文

一歳元御請合御務給候上は諸用ニ勤、遲滞無之様相談入候事、

一例之通冬穀、春穀四斗三升俵ニメ為差登候間、其節手代壱人宛石巻江遣置、從在所石巻江遣置候此方役人共得差図、相勤候様可被仕事、  
一屋舗用金右為登穀貰數を以金子相調可被申候、但利金一ヶ月百両ニ付壱両貳歩々壱両迄ニ相考、惣勘定相当候様調可給候、  
尤惣勘定毎年六月限ニテ被相仕立候事、

一為登穀積船致吟味、古船相除新船ノ四五歳迄之船道具共被致吟味候而、其節此方役人之内壱人立合、船并諸道具共改請石卷江相下可被申事、

一從石卷御当地江為登穀船運賃金其外諸入方金、例之通其元々相出惣為登穀着以後ニ定之通利金加勘定仕切可被申事、

一為登穀深川藏屋敷前河岸揚穀物相拵候節、入札落札直段ケ帳面江書写、直々役人判形可為仕候、尤該穀物廻方念を入可被申袁、

附、銚子入之船有之節は貴屋方々手代差越、米吟味高瀬ニ而深川藏屋敷江入津可為致候、其外荷打破船之節ハ所々船宿ノ附届可有之候、左候ハ、右為、儀前例之通此方役人其許手代相済為改可申候、手代往来入方金ハ前例之通勘定ニ可相立袁、  
一か里米之賣例之通金毫兩ニ壹升か里是亦引取可被申候、其方儀米店依無之諸夏金子太兵衛与申合穀物被致支配、自然代金中買手前ニ而相滯候儀有之候ハ、太兵衛相捌埒明申告之旨聞居置候、万端入可被申候事、

一深川藏屋鋪穀物河岸揚之時分役人共參候間、其節一汁一菜之積下ミハ右ニ准賄可致候、尤惣穀物着岸仕廻候ハ、米拵代金之内ニ而賄代勘定相立可被申事、  
一領内万ニ凶作ニ付公儀江御屁申上候程之儀、其外無余儀依差支ニ為登穀物致減少候共、其方々右為前金於用立金ニ候、少茂  
断不申入何之金穀物以成共定之通無相違可令返済候間、翌年之儀新納米江戸着岸候迄江戸屋敷台所入用米無帶御納可給候、  
尤米員數は及其節一ヶ年入用之儀數相改可申付事、右之通申定候得共為登穀之事ニ付不依何儀差出候儀有之候ハ、何時成  
共無延慮存知寄可被申出候、吟味之上可申付候為後証仍如件、

正徳五年末十二月十三日

柳三十郎

下河原嘉右衛門  
江刺兵左衛門  
長嶺茂左衛門  
岩館甚右衛門  
松田右衛門  
中河原判平  
太田右衛門

綿屋作兵衛殿

この証文の裏書には、家老の漆戸玄蕃、稻山彈正、江刺舎人が押印している。この定証文にみられるとおり、那波家は、南部家の為登穀高に応じて「屋舗用金」を用立てる事になつてゐる。そのほか仙石の場合と同じく、廻米の舟の出る石巻へ手代を派遣したり、「かり米」を一両について一升渡すことにもなつてゐる。ただ那波家（江戸では両替商綿屋作兵衛）は江戸に米店がないので、金子太兵衛へ渡すことなどの定がみられる。その後那波家はこの南部の米を処理するためだらうが、享保初年ころ、伊勢町に綿屋作兵衛名義の米店を設けている。このように米店を設けたからといって、それから米売買に直接タッチした、ということにはならない。右の定証文の場合でみると、那波家は南部の代行者として米売買（せり）に立合う程度のものであつたといふべきである。

これまで、那波家は大名貸しの過程で、実際に蔵米の取引にどうタッチしていたかについてみてきたが、元禄期前後は米前金証文にみられるように、個々のケースでの米前金の引当てと米の引取り、実際には米代金の回収に主たる関心があつたといえよう。ところが、正徳五年ころから、那波家は仙石、南部家などとの間に蔵元としての性格を強めてくることはこれまで述べたとおりである。それでも、那波家は、米前金証文→蔵元定証文へとなつていつたとしても、大名から年貢米を安く買い、高く売るという、流通過程で大きな利潤をあげることはできない、という点で基本的に変化しない共通した性格をもつてゐるといえよう。

右の蔵元定証文の目次は、「屋舗用金右為登穀員数を以金子相調可被申」きこと、さらにもし領内が凶作などで為登穀物が減少したとしても、「右為前金於用立金ニ候、少茂断不申入何之金穀物を以成共定之通無相違可令返済」と

返済の保証をしていることにある。これがどう実施されるのかが那波家にとって問題となる。享保三年の南部からの為登穀物は藏米として五万七〇〇〇俵、「御買米為御登穀石」として三万俵、計八万七〇〇〇俵（四斗三升入り）石高換算で三万七四一〇石為登せるという議定ができる。ところがこの議定成立直後から守られておらず、約束の穀物は江戸の藏屋敷、綿屋作兵衛へ送られていない。享保五年一月にその間の事情を物語っている史料がある。すなわち南部は那波からの借入金高は次第に増加したが、その引当てとしてきた、享保三年の議定の穀物員数は翌四年の夏になつてもまだ不足しており、那波家への返済が滞っている。そこへまたも、五年夏の為登穀物の量は不足しており、きわめて難渋をしている。以後、享保三年の議定にある毎年八万三〇〇〇俵の為登穀数は厳守し、たとえ凶作の年であつても、金高に代えて支払うように求め、もしこれが違約となれば「近き頃々銀山林茂出来候、是以其方江可相渡」こととしている。このような南部の意志を「比段於京都江戸ニテ金主方江茂案堵仕情出候様」と期待している。ところがこの一札を那波へ出していながら、翌六年の春には、昨五年は「格外成凶作ニ付、漸當春為登穀弐万九千俵ならてハ相渡不申」という事態がおこっている。ところが那波家では、「御米御金ニ而五万俵は都合御渡」してきた。したがつて新金で一万四〇〇〇両余の高が不足となり、「借り請候金主共へ約束之通返金難仕」きことになつていて。さらに当面、南部氏の盛岡への帰国費用として四〇〇〇両の調達をしなければならず、「追々不時御用金被仰付、就中諸色現金買御取立被遊ニ付、此代金追々差上并江戸御扶持方米等相調差上」げねばならないから、ぜひ今年冬から来年春までの間に六万俵、あるいは国元心当てとしてある「貯置金錢米穀」を都合して江戸へ為登せてほしいと願出ている。つぎに右に述べた事情とほぼ同じ享保七年の「仕送リ金割書付」を掲げておこう。

内 式万俵ハ 代金渡り 但御國相庭拾貯ニ付三両式歩 此代金四千両  
残テ 正米四万俵 但四斗七升入

内 壱万俵ハ江戸壱ヶ年扶持

三千俵ハ海上引残り 式万七千俵 此石壱万千六百拾石此代金九千六百七拾五両 但壱両ニ付壱石式斗替

武口金合 壱万三千六百七拾五両

新金式千武百四拾両

新金式千五百両

江戸中不時御付届井御在

御月払十二ヶ月分

月四百両ツツ

新金式千五百八百両

新金式千五百八百両

一同千両

加藤

山本

桂祐

新金式千五百八百両

新金式千五百八百両

一同千両

利金

凡積り

新金式千五百八百両

新金式千五百八百両

一同千両

御前御仕切金

新金式千五百八百両

新金式千五百八百両

一同千両

利金

凡積り

享保七年の事情も、前年とくらべて基本的に変わっていないといつてよいであろう。このように藏元定証文がつくられた直後から、約束の為登穀高は守られていない。これは枝手形などによるための資金供給量に限界のある那波家にとって大きな危機であるといつてよい。こうした推移のなかで、那波家はどういう対策をたてたかというと、消極的な対策と積極的な対策がある。まず前者からみていくと、この具体的な対策はいつでもみられることであるが経費節減、儉約令の要求である。その第一は、「諸色御用之品々不寄何ニ現金ニ御買上被遊ニ付、昨今迄之御物入とハ格外減少仕候」という、江戸屋敷の諸経費節減のために、これまでの買掛での購入から那波家が現金を提供しての現

金買いへの切換えである。この効果は直ちに現われたことは前掲の引用文から読みとれよう。この屋敷経費の節減をさらに一般化し、「江戸御屋舗當夏々御勘略御取立、諸御役所へ御渡し物等御吟味之上御取メ」のように求めてい る。第二に右の経費節減、儉約は江戸屋敷のみならず、国元での経費節減、儉約をするように呼びかけている。すなわち「右之通り江戸御屋敷計御取メリ被遊候而も、御國方之儀是迄之通ニ御取メリ無御座候而ハ、乍憚始終御為ニ不相成義と存候」と高姿勢で述べ、ついで「諸色御買上物之直段并諸御役所へ之御渡し物等細ニ御吟味被成、御勘略御取メ」るよう必要としている。第三に莫大な経費を要する参勤交代にさいしての供廻りの人数の制限あるいは「御在江戸中火之御番等被為蒙仰候節過分之人数召連候儀」の停止などによる節減についての要望である。

以上、江戸屋敷の諸経費の節減を図る一方で、那波家は手代瀬兵衛を国元へ派遣し、実情を調査し、なんとか約束のとおりの為登穀高を確保しようと働きかけた。前掲の享保七年の「仕送リ金割書付」、あるいは南部の財政収支の状況を調査しようとしたことなどはその具体的な働きの現われであろう。しかし、たとえ莫大な債権をもつていたとしても、那波家側はついに国方の盛岡での財政にまで関与することができなかつた。このことは江戸居住の大名貸し町人としての限界を示しているといえよう。正徳五年の「歳元定証文」がつくられてから以後、そこに盛られている基本的な約束はもちろん、享保三年に具体的に定められた年貢米廻送による調達金返済計画は一年たりといえど守られない状態であつた。こうなると那波家の側で、何時までもこうした関係を維持することはできるはずがない。その上、南部家でもつぎのよう状勢があつて、ついに「お断り」をうけてしまうのである。<sup>(5)</sup>

那波家からの働きかけだけでなく、南部も元禄年間の相次ぐ飢饉と産業の不振から脱却するため、財政建直しをはかり、享保四年には家中から七ヵ年間、禄高四分の一の借上げを実施することになった。また享保七年には冲弥市右衛門らを挙用して財政改革を行なわしめ、諸役所の統廃合や役人の整理が行なわれた。しかしそれにもかかわらず、

享保七年で江戸屋敷のみの借財一〇余万両という額は、以後増すことはあっても減ることはなかつた。那波家の算用でも「未だ追々差出し候御用金高七万両余御用立相成、右之内御下ヶ金有之、享保十一年迄ニ差引凡五万七千両相残り候」という額に達していたのである。そして享保一一年春、冲弥市右衛門が財政担当から外され、これまでの財政改革のプランが撤廃されるのと時を同じくして、那波家も「同年御勝手方御差支ニ付御年賦被仰付」されることになったのである。

正徳五年以来の那波家の南部家蔵元の業務は前述したとおりの経過をたどつて、ついに六万両に近い莫大な焦付きを生じさせ、那波家を破局に追いやつたということができる。この場合、那波家の側にとって問題なのは、南部家への貸付金の調達が、自己資金だけでなくかなりの額を主として京都の町人などから年賦返済の約束で借りていることである。したがつて那波家は南部家からのお断りをうけると、借り入れ金の年賦返済資金の捻出に窮してしまつたのである。すなわち「最初年より借り方年賦渡し銀差支に相見へ候故、九郎左衛門江戸へ下り、芸州又有馬殿へ相願」い、当座の回転資金とすることができたのである。このようにおそらく枝手形を発行しての資金調達は、寛文・元禄期ころからの返済打切りなどによつてしだいに困難となつてゐたところへ、南部家への莫大な貸付金の焦付きによつて那波家の信用を決定的に落としたとみてよいだらう。もっとも問題は単に那波家一個の信用の問題ではなく、かかる方法によつてしか資金調達をなしえない京都町人の性格にかかわつてゐるし、このことが同時に資金量を限定し、不利な状況のもとでの大名貸しを継続しえない事情を招いてゐるのだろう。

(1) 中井信彦氏は、「元禄改鑄の階級的意味は、改鑄に伴う幕府の財政収入はもとよりとして、貨幣価値の低下による高額借入金の負債者である領主層の負担軽減、高額な債権者である領主向け金貸し業者の貸滞金の解消など、幕府、領主層とそれに直結する金貸し、商人層一般の利益が齎らされた点にある」(『宝暦一天明期の歴史的位置』、『歴史学研究』二九

九号)と述べている。この後者の「金貸し」の利益は安岡重明「前期資本の蓄積過程」(『同志社商学』一一〇一)参照。

- (2) 小野正雄「寛文期における中経商業都市の構造」(『歴史学研究』二四八号)。
- (3) 『国花万葉記』。
- (4) 壱屋善兵衛は那波家の手代であるが、那波家の大坂出店の名義人でもある。
- (5) 以下の記述は『岩手県史』第五巻による。

### ま　と　め

これまで述べてきたように、一七世紀後半における大名貸し町人は、第一に枝手形を発行して町人相互間の融資によつて資金を調達したこと、第二に大名貸しの多くは年貢米を引当てにしてゐるが、この年貢米の売買に直接関与し、そこから利潤をあげることはせず、またたくの金融関係にしかすぎないこと、第三に貸付けは蔵元、掛屋として恒常的に特定の領主との結びつきはあまりみられず、一証文、一貸付けという個々の貸借関係の成立、その精算という形態をとることが多いこと、これらを特徴的な性格と指摘することができよう。こうした京都の大名貸し町人は、延宝期以後にみられる領主財政の窮乏化にともなうお断りの影響は、枝手形を通して結ばれた京都町人相互間の全体としての金融力を弱めていき、さらに元禄期以降の屢次の貨幣改鑄は、流通貨幣量の増大にともなう高利貸し資本存在の必要性の減退、あるいは流通貨幣量の減少は極度の金融硬塞を招き、枝手形などによる資金調達の困難などの問題が発生してくる。もともと基本的には寛文・延宝期以降の海上交通の発達を背景にしての大坂への年貢米の集中という事態は、京都の金融業者にとっても大きな影響を与え、大坂での年貢米販売、金融などが特定の大名貸し町人との間に成立してくるのである。一七世紀後半における京都における大名貸し町人の特徴的な性格と、その歴史的条件からくる発展の限界性についてみてきた。

こうした一七世紀後半の大名貸し町人の基本的な性格とそれをめぐる状勢の推移をみたところで、これを包括する全構造からどう位置づけられるかについてみていただきたい。まずかかる大名貸し町人を金融の機関とする領主財政の側からみると、そこには恒常的な金融ルートを確保しえないという欠点を見出すことができる。すなわち、「証文」一件ごとの大名貸しでは領主財政の恒常的な不足部分を補うに十分な金融機構とはいえないだろう。領主側としては、自然条件の変動とともに年貢米収納の減少、年貢米の換金化にさいしての米価の変動、貨幣改鑄とともに年々金融市場の動きなどの短期的変動をおこす諸条件にとらわれない、恒常的な領主金融をなしうる機構を必要としたといえよう。京都の大名貸しの町人は領主金融のかかる要求には、その資金調達の形態からみても、金融が比較的短期間に回収しなければならないという点からみただけでも、この要求に応えることができないといえよう。

一方、すでにみたとおり、一七世紀後半において、領主側は領国内での年貢収納は、農民の剩余労働部分のすべてを搾取することを意図した。それは貨幣形態であれ、また大豆、麦、紙、塩などの米以外の現物形態であってもよい、とにかくできるかぎりとることにあった。こうした状況のもとで、城下町や在町の商業高利貸し資本の存在の意味があつたといえる。すなわち領主層としては、中央都市での年貢米販売による幕府貨幣の取得がなお交通上の難点、需要の限界などから、廻米量を増加しえないという状況のもとでは、貨幣形態ないし種々の現物形態での年貢搾取が体制的に認められていたといえようし、そこに城下町や在町の商業高利貸し町人が介在することができえたのである。これらの高利貸し商人の役割りは前述した中央都市での大名貸し町人による金融の形態と相補う関係で、両者相まつていたところに近世前期におけるもともと主要な金融形態とみることができるのではないだろうか。このことは一七世紀、近世前期における領内の未熟な分業形態、経済発展の段階において、領主層の中央都市との関係の結びかたに規定され、それを金融面からよく現わしているとみることができるのでないか。

こうした近世前期における領主財政と金融機構のありかたは、寛文・延宝期以降における全国経済の進展、それは畿内とくに大坂の地位の上昇にみられる経済発展は、必然的に領主財政と中央都市の金融形態、および領国の中下町や在町の商業高利貸し資本にも大きな影響を与えた。この過程でのもともと重要なことは、交通上の障害の除去、中央都市での需要増大などを背景にして、領主層の年貢搾取が貨幣形態や現物形態を含む形から米納形態に集中し、そこに集積された年貢米が大量にしかも恒常に中央都市、とくに大坂へ廻米されていくという状況である。この状況は、これまでの中央都市、とくに京都の大名貸し町人の領主財政との結びつきを弱体化させ、集散地たる大坂で米仲買を通して堂島米市場へ年貢米を売出し、特定町人の藏元、掛屋との間の恒常的な金融関係を成立させていったのである。

こうした状況のなかで、大名貸し専業へ進んだ鴻池や、幕府公金為替の引受けを背景にした三井などが、大坂を中心とした活動地盤として発展していくことになったのである。

こうした中央都市、とくに京都や大坂での領主金融の扱い手の変化のみならず、領国内部においても、これまでの貨幣形態、現物形態を米納形態にできるかぎり統一する過程において城下町や在町の商業高利貸し資本の性格もしだいに変わることざるをえない。それはこれまでの主として雑多な畑作生産物は、全国経済の発展を背景にして、それら市場向けの生産および加工に向けられていくことが他の側面でいえるであろう。このことが同時に城下町の商業高利貸し資本をして、地域的な性格から全国市場を対象とした問屋商人、商業資本としての性格を強く打出してくるのである。すでにみた三井家ばかりでなく、常州下館の中村家や芸州竹原の米屋の例などが個別的にその推移を示しているといえよう。

## 付記

本稿の主たる史料は、京都市左京区問屋町の柏原孫左衛門家に所蔵されている那波文書である。この那波文書閲覧について  
は、柏原氏および同家の岩津規雄氏に、一方ならぬお世話をうけました。ここに感謝の意を表します。  
またこの閲覧においては、林玲子氏（流通経済大学講師）、田中康雄氏（三井文庫研究員）の助力をうけたことを記してお  
きます。